

令和元年

第5回 三川町議会定例会会議録

令和元年 9 月 3 日 開 会

令和元年 9 月 9 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 9 月 3 日 (火) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告		
・ 荘内地方町村議会議長会前期研修会について	4
・ 庄内市町村議会議長会議員全員研修会について	5
・ 三川町行政評価に関する報告書について	6
議第 4 9 号	令和元年度三川町一般会計補正予算 (第 3 号)	6
議第 5 0 号	令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	6
議第 5 1 号	令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	6
議第 5 2 号	令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	6
議第 5 3 号	令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	6
一般質問	5 名	2 4

第 2 日 9 月 4 日 (水) 休 会

第 3 日 9 月 5 日 (木) 会議録第 2 号

議第 5 4 号	平成 3 0 年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について	6 3
議第 5 5 号	平成 3 0 年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について...	6 3
議第 5 6 号	平成 3 0 年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	6 3
議第 5 7 号	平成 3 0 年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6 3
議第 5 8 号	平成 3 0 年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	6 3
議第 5 9 号	平成 3 0 年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について ...	6 3

【決算審査特別委員会 開催】

第 4 日 9 月 6 日 (金) 休 会

【決算審査特別委員会 開催】

第 5 日 9 月 7 日 (土) 休 会

第 6 日 9 月 8 日 (日) 休 会

第 7 日 9 月 9 日 (月) 会議録第 3 号

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告（決算審査特別委員会委員長報告）	7 3
議第 6 0 号 三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	7 5
議第 6 1 号 三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	7 6
議第 6 2 号 三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例の一部 を改正する条例の制定について	7 6
議第 6 3 号 三川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	7 6
議第 6 4 号 三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	7 6
議第 6 5 号 三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	7 8
議第 6 6 号 三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定 について	9 4
議第 6 7 号 三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定について	9 4
議第 6 8 号 三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定について	9 6
議第 6 9 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9 6
議第 7 0 号 三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関す る条例の一部を改正する条例の制定について	9 7
議第 7 1 号 三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事 第 2 期（屋内体育 施設）請負契約の締結について	9 8

議第72号 議第72号 人権擁護委員候補者の推薦について	100
三川町議会議員の派遣について	101

令和元年第5回三川町議会定例会会議録

1. 令和元年9月3日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	鈴木拓也 書記
-------------	---------	---------

○議 長（小林茂吉議員） ただいまから令和元年第5回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議 長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番 町野昌弘議員、
6番 芳賀修一議員、以上2名を指名します。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る8月29日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、令和元年度各会計補正予算5件、平成30年度各会計決算認定6件、条例設定及び条例改正11件、事件案件1件、人事案件1件、以上24件があり、この他に、諸般報告3件、一般質問5名であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日3日から9日までの7日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告3件を行った後、令和元年度の各会計補正予算5件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。

なお、今定例会では、夜間議会を開催することとしておりますので、本日午後6時以降をそれにあて、一般質問を行います。

一般質問は、5名の議員から通告があり、1人30分を持ち時間として通告順に行い、本会議はこれで散会となります。

第2日目の4日は、本会議は休会となります。

第3日目の5日は、午前9時30分から本会議を開き、平成30年度の各会計決算認定6件が一括上程され、決算の概要説明及び決算審査結果の報告を行い、直ちに議長発議により「決算審査特別委員会」を設置し、各会計決算6件を審査付託します。

その後、「決算審査特別委員会」を開き、委員会構成を行います。審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配布いたします。

なお、決算審査においては、係長以上の出席を求めることとしておりますが、所管以外の審査では拘束しないこととします。

第4日目の6日は、午前9時30分から引き続き「決算審査特別委員会」が本議場で再開されます。

第5日目の7日、第6日目の8日は、本会議は休会であります。

第7日目の最終日9日は、午前9時30分に本会議を開き、決算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論・採決を行います。次に、条例設定・改正11件が上程され、質疑、討論、

採決となります。その後、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となり、次に人事案件1件が上程され、質疑、採決となります。次に、議長発議1件が上程され、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位からは活発なる質疑、町当局からは明快かつ解りやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が、会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月9日までの7日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月9日までの7日間に決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3「諸般報告」を行います。

初めに、議員派遣の報告であります。「庄内地方町村議会議長会前期研修会」、「庄内市町村議会議長会議員全員研修会」について、派遣議員からその報告を求めます。9番 梅津博議員。

○9番（梅津博議員）

庄内地方町村議会議長会議員前期研修会の報告

1. 目的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和元年7月12日(金)

3. 参加者 議員9名

4. 研修地 庄内町 商工ふれあい会館

5. 研修内容 講演 庄内空港の利活用と今後の展望等について

講師 山形県企画振興部総合交通政策課

課長 酒井 達朗 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和元年9月3日

三川町議会

副議長 梅 津 博 ⑩

次に、「庄内市町村議会議長会議員全員研修会の報告」について報告いたします。

庄内市町村議会議長会議員全員研修会の報告

1. 目 的

地方自治の振興発展並びに地域開発の推進に寄与するため、庄内地方の市町議員の識見と資質の向上を図るとともに、庄内広域にわたる議会活動の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 令和元年8月20日(火)

3. 参加者 議員全員

4. 研修地 酒田市定期航路事業所（酒田市定期船「とびしま」）

5. 研修内容 (1) 講演「定期船とびしまについて」

講師 酒田市市民部 定期航路事業所
定期航路主査兼係長 田村 聡一郎 氏

5. 研修内容 (2) 講演「酒田港について」

講師 国土交通省 東北地方整備局 酒田港湾事務所
所 長 池田 武司 氏
副所長 吉田 久隆 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和元年9月3日

三川町議会

副議長 梅 津 博 ㊟

○議長（小林茂吉議員） 次に、「三川町行政評価に関する報告書について」町長より報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 第6次三川町行財政改革大綱、並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、平成30年度事業に係る行政評価を行いましたのでご報告いたします。

評価の方法について申し上げますと、第3次三川町総合計画の実施計画に掲げております事務事業につきまして、所管課等による第1次評価を行い、その後、第1次評価の検証と課題、及び今後の対応策につきまして、管理職で構成いたします行財政改革推進本部会議におきまして、第2次評価を実施いたしましたところであります。これら2回の評価を踏まえまして、先月8月21日、町内各種機関・団体代表者、識見者により構成いたします三川町行財政改革推進懇談会におきまして、全施策の実施結果の検証と今後の方向性について、第3次評価としてご意見、ご提言をいただいたところであります。その結果等につきましては、三川町行政評価に関する報告書として本日配布させていただいておりますのでご参照いただきたいと思います。なお、報告書の朗読につきましては割愛させていただきます。

また、三川町行政評価調書につきましては、町のホームページ等でも公表していくことを申し添えまして報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議長（小林茂吉議員） お諮りいたします。日程第4から日程第8まで、以上5件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第8まで、以上5件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第4、議第49号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第3号）」、日程第5、議第50号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第6、議第51号「令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第7、議第52号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第8、議第53号「令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、以上5件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今一括上程されました、議第49号「令和元年度三川町一般会

計補正予算（第3号）」、議第50号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議第51号「令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、議第52号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、及び議第53号「令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

初めに、議第49号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,017万8,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を5億9,734万8,000円といたすものであります。

まず、歳出について申し上げますと、2款総務費については、一般管理費における工事請負費の追加補正、会計管理費における委託料の追加補正、財産管理費における積立金の追加補正、企画費における補助金の追加補正、電子計算費における財源更正、及び賦課徴収費における還付金の追加補正であり、3款民生費については、社会福祉総務費における補助金等の追加補正、障害者福祉費における委託料の追加補正、及び保育園費における職員手当等の追加補正であり、4款衛生費については、保健活動費における需用費等を追加補正いたすものであります。

6款農林水産業費については、農村総合整備事業費における繰出金の追加補正、及び農村環境改善センター費における需用費の追加補正であり、7款商工費については、商工振興費における補助金の追加補正であり、8款土木費については、道路維持費における工事請負費の追加補正、除雪対策費における賠償金の追加補正、下水道費における繰出金の追加補正、及び住宅管理費における工事請負費を追加補正いたすものであります。

9款消防費については、消防施設費における補助金の追加補正であり、10款教育費については、事務局費における役務費等の追加補正、学校管理費における需用費の追加補正、教育振興費における備品購入費等の追加補正、及び幼稚園費における委託料等を減額または追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い12款分担金及び負担金、14款国庫支出金、15款県支出金、16款財産収入、及び19款繰越金にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第50号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ417万7,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を6億6,297万7,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。その主なものを申し上げますと、1款総務費につきましては、一般管理費における役務費の追加補正、6款基金積立金につきましては、前年度からの繰越金の確定等により追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、5款繰入金、及び6款繰越金に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第51号「令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,466万7,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を8億8,576万7,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。その主なものを申し上げますと、1款総務費につきましては、一般管理費における介護保険システム改修業務委託料を追加補正、5款基金積立金における、介護給付費準備基金積立金を追加補正、7款諸支出金における介護給付費及び地域支援事業費の精査に伴う過年度分返還金等を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、3款国庫支出金、6款財産収入、7款繰入金、及び8款繰越金に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第52号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を1億6,275万3,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費について、施設管理費における施設の修繕料を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、3款繰入金に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第53号「令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を3億3,750万2,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費については、施設修繕料の追加補正であり、2款事業費については、設計業務委託料を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、4款繰入金に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、議第49号、議第50号、議第51号、議第52号、及び議第53号について、一括でご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） それでは、私の方から一般会計の方で3点ほどお伺いします。

初めに、6ページの2款総務費6目企画費、国際交流推進費、三川町若者海外体験促進事業について説明をお願いしたいと思います。

次に、8ページでありますけれども、8款土木費、1目道路維持費の道路施設補修工事請負費の増額の要因についてお願いしたいと思います。

もう1点、9ページの下段であります。10款教育費の中の中学校教育振興費、県大会以上出場選手派遣費助成金であります。対象となる人員、人数等が分かれば、その出場した会場についてお伺いできればと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 6ページの国際交流推進費の中の補助金の補正内容でありますけれども、今回のこの事業につきましては、山形県と市町村が共同で実施する事業となっております。山形県若者海外体験促進事業費補助金交付要綱に基づく実施事業となります。この事業の内容としましては、国際的な意識を持った若い人材の育成に繋げることを狙いとしまして、初めてパスポートを取得した若者に対し補助金を支給するものでございます。

対象者につきましては、平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、本町に住民登録がある方。さらに、本年4月から来年2月29日までに県内で発給されたパスポート、これは初めて取得した方に限るわけでありまして、このパスポートを持っている方に対しまして助成額としましては5,000円を補助するものでございます。これは、パスポート取得手数料の1/2程度を上限として5,000円と設定しております。これを県と市町村でそれぞれ1/2ずつ負担するというので、県と市町村で10人の本町の対象者を見込んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 8ページ土木費におけます道路維持費のうち工事請負費についてでございます。今回の追加補正につきましては、先の6月18日に発生した地震等、また、道路の経年による補修の必要性が生じたことにより改修するものでございます。

内容といたしましては、道路の陥没が多く発生し、今後も見込まれるというところでございます。地域的に申し上げますと、土口地内の道路、また、猪子地内、天神堂地内が多く陥没箇所がございまして、これを補修したいというところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問がありました中学校費における県大会以上出場選手派遣費助成金の内容についてご説明いたします。

今回補正予算で計上いたしましたのは、先に行われました山形県の中学校総合体育大会の結果をもとに、柔道の部で東北大会及び全国大会に出場する選手がそれぞれ1名出たということで、それから、今後9月に新人戦が開催されるわけですが、こちら方の県大会の出場を見込んでの不足額を予算計上したものであります。柔道の東北大会、全国大会につきましては、東北大会が青森県弘前市、全国大会が兵庫県姫路市で開催されたということになります。さらに、吹奏楽コンクールの山形県大会も山形市で開催され、こちらの方も今回の補正額の見込みとしてみているものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 最初の若者海外体験促進事業ということですが、やはり若いうちの海外を経験するということは、将来にとっても貴重なものとなると思いますので、こういった事業があることを広めていただきまして、町内の若者が海外に目を向けていただく、また、行っていただいて視野、見聞を広めていただくよう取り計らっていただければと思います。

2点目の道路施設補修工事の件でありますけれども、6月の震災で道路陥没が多数起きた

というような答弁だったと思います。発生以来すぐ応急処置等を行っていたのは大変すばらしい取り組みだったかと思いますが、下水道のマンホールの近くが陥没していたことを多く目にしました。下水道の管路には影響がないものかどうか。どのように考えているかお聞きしたいと思います。

また、中学校の県大会以上出場選手派遣費助成ということでありますけれども、規定では東北大会はいくら、全国大会だといくらというような規定だったかと思いますが。やはり全国大会といっても会場は様々移動するわけでありまして、遠距離の場合ですと費用も多額にかさむといった問題もあるようでございますが、こういった会場の地域によって少し支援幅を増やすといったような考えはないかお聞きしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 陥没箇所の部分でございますが、マンホール周りが非常に多いということは認識しております。この状況につきましては、発生した時点において当課の職員の方がマンホールの高さ、及び内部の検査を行ってございます。また、見られないところにつきましては業者委託をするなり、そういった形で管路の状況を確認して、大丈夫ということを確認したうえで実施しているところです。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 県大会以上出場選手への助成につきましては、支出金額が規定で定められているのではなく、かかった経費の8割を助成するという形で支出しておりますので、開催地がどこであっても同じ割合での支出となっております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 私も一般会計補正予算の方から質問させていただきます。

まず初めに、7ページの3款民生費3目保育園費の中にあります幼児教育・保育無償化事業ということで、この中に条例整備等支援業務委託料と計上されております。こちらの具体的な中身、条例改正等、どういった内容の改正を検討されているのかどうか。こういった具体的な中身の説明をお願いします。

続いて8ページ、8款土木費4目除雪対策費の中にあります賠償金ということで、こちらの具体的な中身と、この時期に計上されてきたということの説明を合わせてをお願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 幼児教育・保育無償化事業のうち13節として条例整備等支援業務委託料198万円を今回補正予算計上しておりますが、こちらの委託内容としましては、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、条例及び施行規則の改正が必要となるということになります。そちらの条例改正に伴う費用につきましては、国の方で今回の無償化に伴う補助事業として100%補助の事業があります。この事業を活用し、今回実施されます幼児教育・保育の無償化に伴いまして、町の条例及び施行規則、国の制度改正に伴う条例の改正を業務委託するというようなことで今回の金額を計上したものであります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 8ページの土木費、除雪対策費のうち賠償金の部分でござ

います。今回賠償金の補正計上いたしました経緯といたしましては、昨年12月9日午前4時頃でございますが、除雪作業における宅地の土間コンクリートを破損したというところでございます。この土間コンクリートの破損をしたということで相手がございますので、その補償について協議をしておいたところなんです。この部分につきまして、先般ようやく協議が整い、このことによる補正となるところでございます。賠償の部分につきましては43万2,000円、当初計上しております5万円を差し引いて、今回の予算計上を行ったところでございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） まず初めに保育園費の条例整備等の改正の件でありますけれども、100%補助が来るということでありました。こちらに計上するにあたっての金額計上の根拠とございますか、こういった内容の改正をというところを先程お聞きしたのですが、先程の説明だと単に文言の訂正とか、そういったものに合わせるのを今回同時にしようというような説明だったかなと思われませんが、この198万円と計上されている根拠の説明をお願いしたいと思います。

それから、除雪の賠償金についてであります。事故が起きた後の協議ということで、協議の経過でこの時期になったということで、やはり除雪には事故が付きものだと思います。最小限にとどめるように、作業員の方々が事前にチェックするような体制等をもう一度検討していただきたいと思っております。今年も12月からまたそういった体制組まれると思っておりますけれども、そういった事前チェック等の体制をどのように捉えているか。この点を1点お伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 今回補正予算で上げました業務委託料198万円の根拠というご質問でありました。まず今回の無償化に伴いまして、国の方で制度を大きく変えたわけがあります。その制度の中で3歳以上の保育園児及び幼稚園児、こちらの方の部分につきましては、通常の保育料が無償化ということになるわけでありまして、それ以外、認可外の保育園ですとか一時保育ですとか病児保育など、そちらの部分につきましても要件を満たせば無償化というようなことになる制度改正であります。

こういった国の方の制度改正に伴いまして、三川町の条例に関してはそれほど難しくない改正ではあるのですが、施行規則等、三川町の現在の施行規則とその国の制度改正を照らし合わせながら変えなければならない箇所が大きくあるというふうに認識しております。そういったことで今回の国の制度、補助金を使いまして、こういった条例改正を専門に行っている業者から見積もりをもらったところ、それぞれの自治体で各施行規則等、いろいろ内容が違うものですから、見積もりをとった業者としても、明確な金額につきましては実際に改正をやってみないとある程度分からないというような状況でありますので、業務委託するに必要な金額をある程度多めに見積もって今回の198万円という補正予算計上をさせていただいたところであります。実際に発注し、三川町の条例、施行規則等を改正した段階で、もっと低い金額で執行できるという見込みはありますが、今回の補正予算におきましてはこの金額

で提示させていただいたところであります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 除雪作業時における安全確保という観点のご質問でございます。除雪につきましては、安全を第一に考えて行っているところでございますが、この安全確保につきましては、例年シーズン前におきまして、オペレーター及び業者と一緒に前年度の反省を踏まえながら、どこの場所が危ないだとか、こういった事例があるということを通じて共有しておるところでございます。それに伴いまして、年々変わる箇所につきましては、竹等目印を付けるなど、個々に対応していただくこととしております。また、除雪作業終了後におきましても、皆さんからの聞き取りにより翌年度に向けた安全体制の確保を図っておるところでございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 2点ほど質問いたします。

6ページの3款民生費の三川町灯油購入費助成事業、三川町低所得世帯の冬の生活応援事業助成金100万円ですけれども、私は予算との照らし合わせをしていないので定かには言えませんが、補正として計上されてきた理由についてお伺いしたいと思います。

次の段の、同じく3款民生費の障害者自立支援等事業118万8,000円ですが、これも補正として計上された理由と、それから委託先についてお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ご質問ございました三川町灯油購入費助成事業100万円、今回補正として計上した理由につきましてお答え申し上げたいと思います。こちらにつきましては、10月の消費税の引き上げによる負担軽減ということを前提に、低所得者世帯の灯油購入助成ということで今回実施するというので、9月での補正要求となったものでございます。

続きまして、障害者自立支援事業につきましては、こちらについての補正としての理由でございますけれども、こちらの方も消費税の改定に伴いまして、就学前の障害児の発達支援の無償化対応ということで、本町で行っております障害者の自立支援給付支援支払システム、そのシステムの改修に伴います委託料ということで計上させていただいたという内容でございます。

ともに消費税の改定に伴いまして、その引き上げによる部分に対しての対応ということで、今回の補正として上げさせていただいたものでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 補正として計上された意味は分かりましたが、障害者の件は、この委託料というのは、委託先というのは障害者施設ではなくて、そういう何かシステム上の変更に伴う委託料の計上ですか。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 答弁が漏れまして大変失礼いたしました。こちらの障害者自立支援事業に係ります地域生活支援事業費等委託料、こちらの委託先につきましては、基

本的には先程申し上げましたとおりシステムの改修でございますので、そういったシステムを担当しております業者の方に委託をするものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 一般会計の6ページの2款総務費の会計管理費で、公金コンビニ収納サービス導入業務委託料ということで、この内容。いつからどういうふうに委託するのか教えてください。

それから、7ページの3款民生費3目保育園費の電算処理委託料が減っています。それから、1目幼稚園費の方も同じ額、135万3,000円、その分を合わせて次の幼児教育・保育無償化の方に入っているようではございますけれども、この辺、変わった内容を教えてください。

それから、介護保険特別会計の方で、4ページになります。その7款諸支出金であります。国庫支出金等過年度分返還金等、結構金額が大きいので、この辺、返還する要因、精査してとは説明ありましたが、この精査の内容はどうなったのか。

それから、農業集落排水事業特別会計の4ページの歳出で、1款総務費2目施設管理費修繕費、この内容を教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐会計管理者。

○説明員（五十嵐礼子会計管理者） 6ページの公金コンビニ収納サービス導入業務委託料につきましては、まずコンビニ収納を令和2年度から開始したいということで、当初予算の方ではシステム改修等を計上しておったところではございますけれども、具体的に4月から開始したいということで方向性が定まったところでございます。その4月から収納を始めるには、コンビニ収納のサービス接続試験を、この年度内に実施しなければならないということでありまして、その実テストデータを使った接続試験等の費用につきまして、今回追加させていただくものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問がありました保育園費の電算処理委託料、及び幼稚園費に計上しております電算処理委託料減額の理由でございます。

この電算処理委託料につきましては、6月議会におきまして国の幼児教育・保育の無償化に伴いますシステム改修の費用ということで補正予算を計上し、可決されたところであります。その後、国の方でこの無償化に係る事務費についても補助が認められるということから、今回新たに、この7ページの保育園費の方に幼児教育・保育無償化事業という事業を新たに起こしたところであります。そういったところで、この新たに起こした事業に一本化するということで、今回新たな事業費を計上するとともに、6月議会で計上させていただきました保育園費と幼稚園費の電算処理委託料を減額し、一本にまとめたものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ご質問ございました介護保険特別会計の中の歳出の国庫支出金等過年度分返還金等ということで、1,382万1,000円の予算を計上しておりますけれども、こちらの精査の内容ということでのご質問でございました。こちらにつきましては、平成30年度分の介護給付費、それから地域支援事業費の国庫負担金、それから県の交付金等

につきまして、6月から7月の段階でそれぞれ確定をしたということで、その返還金が発生したことから、今回予算として計上したものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 農業集落排水事業特別会計のうち施設管理費の修繕内容についてのご質問でございます。

これにつきましては、2地区ございます。一つは横川地区の施設でございます。この施設につきましては、非常用エンジンポンプに異常があるということが認められ、その修繕に要する費用として計上いたしておるところです。また、もう1地区ございまして、青山天神堂地区の処理施設です。こちらにつきましては吸気排気ファン、こういったものの修繕が必要になった。また、通信装置等の異常もございまして、これに伴う修繕が必要になったということで、今回計上いたしているところですので、以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 公金のコンビニ収納でありますけれども、これはどこのコンビニでも、町内にないコンビニでもオーケーなのかどうか。その辺の内容、全国のどこのコンビニからでもいいのか。また、三川町にないコンビニもございまして、その点もどこまでなのか。

それから、介護保険特別会計の方、精査してということでありましたけれども、結構金額が大きいのかなと思いますけれども、当初とかなり違った、当初に結構みたのかなということで、当初との差が大きくなった原因は何かあるのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐会計管理者。

○説明員（五十嵐礼子会計管理者） コンビニ収納につきましては、地銀ネットワークサービスセンターを介して収納業務を行うものでございます。この地銀ネットワークサービスと提携しているコンビニにつきましては、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップというところ、また、山崎製パン、セイコーマート等、9社と提携しているということでお聞きしているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 返還金に対しまして金額が少し大きいのではないかとご質問ございましたけれども、こちらの方の担当側といたしましては、それぞれ国庫負担金、交付金等につきまして、ある程度の中での数字としてみておるところでございますけれども、昨年度、平成30年度の段階での返還金が830万円ほどございます。それに対しまして1,300万超ということで、少し金額的には大きいところではございますけれども、例年このように翌年度に精算をするという形で予算計上してきたことによりまして、今年度は1,300万円ほどの返還金が生じてしまったという状況であります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） それでは、私から数点お願いします。

今回の一般会計の補正に関して言えば、説明にあったとおり前年度繰越金の確定によりまして、1億4,900万円ほどを一般財源としながら、ふるさと基金あるいは財政調整基金に大

きく積み立てたということで、1億3,000万円ほどの積み立て増になったようでございます。これはこれで内容的にはすばらしいことだと思います。

それで伺いたいのは、6ページ、2款総務費1目一般管理費の工事請負費ということですが、この内容について伺いたいと思います。この件に関して国県支出金が57万2,000円、特定財源として計上されていますけれども、この部分、歳入に関して、国県支出金と同額のものがないものですから、内部でプラマイいろいろ操作しているのかなと思います。この財源の出どころに関して伺いたい。これに関していえば、次の2款総務費の一番下、8目の電子計算費、これもマイナス10万8,000円という国県支出金、これは一般財源との財源更正ということで説明がありました。このマイナス10万8,000円についても、さっき言った57万2,000円との関係があるのかなと。

同じように、7ページの一番下、4款衛生費の国県支出金で、18万円が計上されていますが、これに該当する部分、同額がないものですから、どのような処理をしてこのように計上しているのか伺いたいと思います。

それから、7ページの3款民生費ですけれども、先程同僚議員からありました条例整備等支援業務委託料、先程の説明で概算的に見積もりをしたというように受けとめました。例えば、国がこの法整備というか改正したときに、内容が明確になったという時点で、さらにその見積もりをとるのか。その辺を伺いたい。また、概算見積もり198万円という、今回とったのかどうかも含めまして、何社の見積もりだったのか。専門業者という方々がどれぐらいの業者があるのか分かりませんが、何社の見積もりだったのかも加えて伺いたいと思います。

それから、3款民生費3目保育園費に関して、前回の6月議会でも同じような手法で、記入されていますけれども、国県支出金が1,364万3,000円という特定財源の内訳になっております。あるいは、その他ということで83万7,000円。一般財源を919万4,000円マイナスにしたということで、正確な書き方とすれば国庫支出金に関して補正額と同じ金額、528万6,000円というものを一旦計上して、その下段に919万4,000円というものを計上し、一般財源でマイナス919万4,000円と、こういった財源更正というものをやるべきなのかなと思います。この国の新しい事業のおかげをもちまして、保育園費の一般財源2億1,600万円当初予算のものが919万4,000円減少させることができたという内容はある程度理解はするのですが、記入の仕方としていいのかどうか。その辺も含めてお願いします。

それから、下水道事業特別会計、先程同僚議員から農業集落排水事業の施設管理費の修繕料に関して質問がありましたけれども、同じように下水道においても、今回修繕料155万1,000円というものが計上されています。この内容について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 私の方から1点目の6ページ、一般管理費の工事請負費の内容でございますけれども、これにつきましては健康福祉課の方で、母子包括支援センターというものを設置することとなります。その設置にあたりまして、来客者、町民の方がいらした

ときに、その対応をする部屋が必要だということで、現在1階のコピー機を置いてある部屋がございますけれども、昔は相談室というふうな名前もあったかと思いますが、こちらの方を、コピー機を別に動かしまして、あの部屋を改装いたしまして、その母子の対応に使うという計画でございます。その財源等につきましては、中條健康福祉課長の方からご説明をお願いしたいと思います。

それから、5点目の7ページの民生費の財源更正の表記方法でございますけれども、提案ありました方法もあろうかと思いますが、こういった財源更正にあたりましては、特にこの一般財源の減る要素といたしまして、歳入におきましては三つの款の四つの節、8点の説明の増減と、歳出におきましては、一つの款、民生費の中の七つの節、10点の説明の増減がすべて絡み合っております。それを表記するのは難しい状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまの説明にあった部分の中で、歳出の2款総務費の一般管理費の財源更正、それから4款の3目保健活動費の中での財源更正、こちらについては関連がございますので、まとめて説明をさせていただきたいと思います。

ただいま総務課長より説明ございましたとおり、こちらの方に予算計上している部分につきましては、母子健康包括支援センター設置に関わる相談室等の改修、並びに4款の方には、その消耗品と備品等の購入について予算計上しているものでございます。それにのっとりまして、国及び県の方から補助金の方が、それぞれ1/3、1/3ということでございますが、そちらの方は歳入の方の4ページに計上しております14款国庫支出金の中での2目の民生費国庫補助金の中に、子ども子育て支援交付金37万6,000円、それから15款の県支出金、3目の衛生費県補助金にあります地域子ども子育て支援事業補助金37万6,000円が、それぞれ国と県、同額での計上になっております。こちらの合計が75万2,000円ということになっておりまして、それぞれ一般総務費の方の歳出、それから4款の方での歳出に、国と県を合わせまして2/3の補助額をこの歳出の中からそれぞれ割り振りまして、財源として計上させているものでございます。

続きまして、先程の質問の中で、2款総務費の中の8目電子計算費の中での財源につきまして、こちらの方も健康福祉課の方が関わる部分でございますので、合わせて説明を申し上げたいと思います。

国庫支出金の方が10万8,000円減額というふうに財源の方が載っておりますけれども、こちらにつきましては、歳入にございます14款の国庫支出金の中での総務費国庫補助金、社会保障税番号制度システム整備補助金、それから同じく国庫補助金にございます3目衛生費国庫補助金にあります母子保健衛生費国庫補助金、こちらの方の財源の組み替えということで、当初予算の段階では、社会保障税番号制度システム整備補助金ということで90万2,000円を充当していたところでございますけれども、今回その補助金そのものにつきまして、この母子保健衛生費国庫補助金の方に金額の方が計上されるということでの予算の組み替えがあったことから、その差異として10万8,000円が総務費の方での財源の方で減額と

いうふうに表記になっているものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 幼児教育・保育無償化の中の条例整備等支援業務委託料の 198 万円の見積りの関係であります。今回予算計上するにあたりましては、見積りは 1 社からしかとっておりません。今後、実際に発注するにあたりましては、入札の手續にしたがいまして適正に発注したいと考えております。こういった条例整備等の業者と申しますと、なかなかあまり数はありません。「ぎょうせい」とか「第一法規」、そういったところが該当してくると思いますが、なお、業者選定の執行にあたりまして、適切に対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 下水道特別会計における修繕箇所についてでございますが、今回の修繕につきましては経年によるもの、また地震に起因するようなもの、この 2 点がございまして、一つ目としましては、押✓下地内、庄内青果市場付近のマンホールポンプでございます。これについては、集合管について亀裂が生じ、地震より発見されたというところでございます。この集合管の溶接部が亀裂しておりますので、その交換を行いたいということで計上いたしましたところですが、また、もう一箇所、これにつきましては、押✓中町町内会地内なんです、北田団地前にある主要地方道余目加茂線、こちらの方を下水道管の方が占用しております、この占用した箇所のマンホール付近が陥没いたしました。内部調査をしたところ経年による劣化により、下水管の部分に一部亀裂が生じていたということが分かったところですが、こういった起因もあり、県からお借りしている用地の占用、それに伴う工事を行っているものですから、下水道により復旧をするものでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 9 番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） それでは、内容は大体分かりましたけれども、先程の総務課長の答弁にありました記載が難しいという話がありました。私も私なりに内容、どの部分がどこにいつているのかなといういろいろ考えたのですが、先程言われました国県支出金に関していえば、歳入の 1 4 款の民生費国庫補助金、これの教育保育給付交付金 923 万 9,000 円、これを筆頭に国からの四つの補助金、それから県から 557 万 9,000 円ということで、このぐらいは分かったのですが、その内容に関して 7 節 1 0 点というふうな話もありました。このぐらいであれば記載が難しいという表現がありましたけれども、私は難しくはないんだろうと思います。現にここに記載されている部分でもう 1 0 点ぐらいありますので、これの倍になるぐらいですので、というのは、要するにこの資料を後から見たときに一目瞭然という形でやらないと、これ単独のものでもないし、当初から補正を繰り返しながら年度末、あるいは決算の方までいくわけですので、資料としては甚だ不十分だと思いますが、その点、改善の気持ちはないのか伺いたいと思います。

それから、先程の条例整備等支援業務委託料に関してであります、1 社からの概算見積もりということで受けとめました。今後業者を選定しながら適正にということですが、ないとなれば難しいわけですが、こういったものは 3 社以上の見積もりというふうな

私どもは頭の中にあるわけですが、ぜひそういった原則といいますか、そういった慣例といいますか、そういったものを踏襲しながら厳正にやるべきだと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 7ページの民生費のその補正の表記の仕方ということでございました。改善の方法はないのかということでございましたけれども、基本的にはこれを行うためにはシステムの改修、カスタマイズが必要になってまいります。それについては、この部分だけにとどまらず大きな改修に繋がる、費用も多額になるものと見込まれております。他の方法としては、いわゆるワープロ機能と申しますか、PDFにして、それに書き込んで行うという方法もございます。ただ、それだと数字を直すたびにシステムを回しますと消えますので、毎回数字が変わるたびにそれを書き加えなければならないという作業が出てまいります。そういった面で難しいという表現をさせていただいたものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 条例整備等支援業務委託に関わるご質問であります。今回はあくまでも予算計上ということで1社からの見積もり、概算見積もりということにとどめておりますが、実際発注するにあたりましては、先程議員がご質問のとおり、こういった特殊な業務につきましては見積もり競争というような場合もありますが、そういった際には3社以上からの見積もりを徴集しながら、業者を選定していくというような方法はとるつもりでおります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時41分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前11時00分)

○議長（小林茂吉議員） 質疑を許します。

7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 一般会計につきまして2、3質問させていただきます。

先程同僚議員からも質問があった内容ではございますが、歳出でいきますと3款2項3目の保育園費、この国県支出金、いわゆる特定財源の内訳について、その内容をもう一度、歳入のどの款、どの項目がプラスマイナスの関係性でこのようになったのか説明をお願いしたいと思います。これに絡みます歳入につきましては、14款の国庫支出金から15款の県支出金に、子ども子育て支援事業費補助金、国からの補助金ですとマイナス270万6,000円ありますが、これを含めた形で、今度は県の補助金の方に同じ事業名で557万9,000円が交付されていると。この国と県の振り替えを行ったという考え方につきましてお伺いしたいと思います。

二つ目の質問としましては、先程来この国県支出金の特定財源の中身につきましては、歳入の項目のどれとどれが該当するのか。つまりは、プラスマイナスの関係もありますし、分割して別の歳出の款、事業に充当しているという関係性が数多く今回の補正予算では出てきているようです。先の6月議会の補正予算の際に、財源更正という捉え方について不十分な

議案書であるということで反対討論をさせていただき、補正予算について反対という意思表示をさせていただきましたが、全く同じ轍を踏んでいる先程来の答弁内容であります。財源更正というその手続について、議会に対する手続をどう整理していかなければならないか、どういう形で処理すべきなのか。所管課の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 1点目、歳入の方の14款国庫支出金、子ども子育て支援事業費補助金270万6,000円の減、それから15款県支出金、子ども子育て支援事業費補助金557万9,000円の増であります。こちらにつきまして、当初国の方の補助金として国から直接町の方に納入され、歳入が受けられるものというふうに見込み、このような計上をしたわけではありますが、その後、県の方を通じて町への受け入れとなるということが判明したことからこのような組み替えをさせていただいたところでもあります。

また、2点目、7ページの3款民生費の特定財源の内訳ということでありました。歳入項目と照らし合わせてということでありました。特定財源として1,364万3,000円を見込んでおりますが、これにつきましては、まず一つ目として14款国庫支出金の説明欄で言いますと、2番教育・保育給付交付金923万9,000円、それから同じく4番の項目の施設等利用給付交付金17万8,000円、それから15款の方に入りまして、民生費4項の1子ども子育て支援事業費補助金557万9,000円、さらに、先程減額した270万6,000円、これのうち3款民生費の方に半分の金額135万3,000円が財源充当されておりました。これが先程申し上げた557万9,000円と一本化しておりますので、この分をマイナスし、1,364万3,000円という金額になります。

それから、財源更正というような部分でありましたが、先程総務課長も答弁しておりましたとおり、まず今回は歳入項目が多岐にわたるものと、支出にあたりまして各事業に分散するというような状況からこのような財源の内訳というようになりました。確かに今回、歳入項目として歳入・歳出の項目のみを照らし合わせても一部分かりにくい部分があるということにつきましては、財政担当の総務課の方と今後このような部分について、どのような明記の方法が一番良いのかということを考えていかなければならないのかなと思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 私の質問の仕方がまずかったのかもしれませんが、二つ目の質問につきましては、予算管理の所管課の方から財源更正という性質のものについての答弁をお願いしたいと思います。その後に再質問させていただきます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 民生費に係る財源更正の質問でございましたけれども、これにつきましては、基本的にこの財源会計システムを導入いたしまして10年以上経過しております。そのシステム導入の際には、他の他社との比較の中でこのシステムを導入して行ってきたわけでございます。基本的にはそのシステムを使う際には、今までの三川町の財政方法、そういった財務関係の方法ではなく、システムに基本的には従うという形で行う、大きなカ

スタマイズを行わないということでやってまいりました。そういった意味ではこの表記をずっと10年以上にわたって続けているわけでございます。

実際にこの補正予算を見ていただきますと分かる通り、この財源更正につきましては、あくまでも目の財源更正になります。事業ごとではございません。ですので、事業が絡めば絡むほど目の中身で多くの説明が出てまいります。そういった意味では先程梅津議員の方から方法の一つが提示されましたけれども、その方法だとやはり事業ごとの補正になりますので、これについては目の補正であるということをご理解をいただきたいと思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 先程来同僚議員に対しての答弁もシステム導入云々という、システムの性質上、仕組み上というような話になってはいますが、私が聞きたいのは財源更正というものが、私の資料のところでは、いわゆる補正予算として議会の議決を要する性質のものであるということでありまして、今回6月の補正予算書もそうでしたが、今回の補正予算に関わる説明資料の中に一切「財源更正」という四文字が表示されていない。これで補正予算の議案として成り立つのかどうかということを指摘したいところであります。

あくまでもシステム導入というのは、町の予算を管理するための一つの手法にしか過ぎない話でして、補正予算を上程する、議会に上程して可決いただくという考え方については、何らシステムに左右されるものではなくて、地方自治法、地方財政法の中で明記されている話でして、システムを使っただけでより効率的な予算書、それから予算説明書を作成するというのが本来の行政事務のはずであります。それがシステム上で経費がかかるとか手間がかかるということは、本来やるべき手続をきちんと踏んでいないということをやを言わざるを得ない話です。

まして、今回のように、先程答弁いただいたように特定財源の区分が多岐にわたっているという場合ですと、まさにこの説明書について議員諸兄からパズルを解くような、そのような作業を求めるということになるわけですし、他町村の事例を見ますと、こういった特定財源が多岐にわたる場合は特定財源の下にきちんと歳入の款項目、それに伴っての金額、先程教育課長から答弁いただきました923万9,000円、17万8,000円、それがそれぞれ歳入の款項目に示したうえで金額の内訳までも表示するというような形での予算説明書が出てまいります。併せて財源更正については、せめて説明欄にその財政更正額がいくらくらと、ここで見ますと、保育園費ですと919万4,000円になるわけですがけれども、この財源更正を行った事業名くらいは表示しているのが他町村に見られる補正予算の説明資料でございます。

答弁は求めませんが、6月とまた同じことを繰り返している。いつまでこの状態を繰り返すのかということをお願いいたしまして、ぜひとも改善策を今後の補正予算で取り組んでいただきたいと思っております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 一般会計の補正予算、先程同僚議員も少し触れていましたが、低所得者への補助、冬の対策ということで、これ歳入50万円、おそらく山形県からと思われる。そして、6ページで歳出100万円ということは、今までの例を見ますと1人5,000円で

はないかと思われま。歳出で倍の100万円ですので対象者を倍にするのか、それとも5,000円を1万円にするのか。そして、従来ですと高齢者、重度障害者、ひとり親世帯というものが対象でありました。今回は低所得者世帯ということですので、今までの趣旨とは違うのか。そして、毎年実施時期は1月から年度末までが実施時期でありました。先程消費税絡みの答弁がありましたけれども、今回は前倒しとは言いませんけれども、早い時期に灯油の補助制度を執行するのか伺いたいと思います。

それから、9ページの小学校の修繕料429万円ありますけれども、これの内容を説明願いたいと思います。

そして、先程同僚議員からも質問があった、会計管理でコンビニ納入の導入委託でありますけれども、これは三川町単独での契約で、この試験のために22万6,000円を払うのか。あるいは、大きい市なら単独でやっているのか分かりませんが、どういうシステム、状況なのか。そして、今回納税ですけれども、例えば財政の大きい自治体ですと、住民票なんかも取り寄せることができますけれども、やはり三川町みたいなどころですと費用対効果が望めないのではないかと考えておりますが、その考えも伺います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ご質問にございました三川町灯油購入費助成事業100万円の計上について、もう少し詳しく説明をさせていただきたいと思。います。

こちらの100万円の事業につきましては、県の方から1/2の補助が入り、残りの1/2が町の方が負担をするというふうになっているものでございます。1人当たり、世帯としては5,000円が上限ということで昨年度と変わっておりません。それから、対象につきましては、住民税の非課税世帯のうち高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、母子避難世帯ということで、対象についても昨年度と同様の内容でございます。ただ、消費税の引き上げに伴いまして低所得者世帯の経済的負担の軽減を図るという大前提のもとに、そういった方々を対象にいたしましての事業ということで今度取り行うものでございます。それから、対象となる事業期間につきましては、令和元年10月1日から令和2年3月31日ということでございますので、今回の補正の方にその旨計上させていただいたということでございます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 10款小学校費におけます修繕料の内容についてご説明いたします。

今回修繕としてみておりますのは横山小学校と東郷小学校における修繕であります。まず横山小学校におきましてグラウンドのバックネットの支柱が破損していることが判明したため、この修繕を行うというものでございます。それから、同じく横山小学校のパソコンの修繕を行うということでもあります。それから、東郷小学校の方で3点ありまして、プール脇のアスファルトの部分で一部陥没している箇所と言いますか、土壌が流されて空洞になっている部分が見つかったというようなことで、この陥没修繕をみております。また、東郷小学校におきましては、プールのろ過装置が以前から調子が悪かったということで、今年度のプール使用が終わり次第、来年度のプール使用に向けてろ過装置の更新修繕を行わなければなら

ないというようなことで、こちらをみております。最後に、東郷小学校のグラウンドにありますブランコ、こちら安全点検をした際に修繕が必要だという指摘を受けたことから、この修繕を行うもの。以上、5点であります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐会計課長。

○説明員（五十嵐礼子会計課長） 補正に係る契約でございますけれども、町の行政総合システムの改修につきましては、同様のシステムを庄内町、また、遊佐町で使っていることから、一緒に改修することで経費の削減という形で進もうということで計画しているところでございますけれども、この地銀ネットワークサービスとの契約についてはそれぞれの町が契約を行って、このテストを行うというものでございます。

また、コンビニ交付の話もありましたが、こちらについてはコンビニ収納でございますので、費用対効果という部分のお話もございましたけれども、納税環境の整備の観点からの導入ということで考えておりますので、まず経費的にはかかると思っておりますけれども、これまで東北地域より遠いところの納税につきましては、納税者の方なかなか不便を感じている部分があったかと思えます。そういったことからコンビニの収納という形で、より納税しやすい環境づくりということで進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回の灯油は消費税絡みということで10月1日からするということで大変結構なことだと思います。なぜかと言うと、先程言ったとおり毎年1月から3月末ということで、寒さのピークを過ぎた頃にやっと補助というような形でしたので、今回は10月1日からするということは大変素晴らしいことだと思われま。

それから、各小学校の破損状況、いつもどういう形で、いつの時点で、例えば今答弁あったとおりプールは使用期間が終わってからというようなこともあるわけですが、バックネット等、あるいはパソコン等が修繕を要する、だから補正は組むんですけれども、こういうものは学校側からの申請なのか、それとも建設課でやっているとおりに各箇所を見て歩くのか。どういうシステムになっているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 学校管理におけます修繕料の予算計上等にあたりましては、各学校から施設内の日常点検などをしていただいているわけでありまして、そういった点検の中で破損箇所、修繕箇所等が発生した場合は、教育委員会の方にすぐ連絡をいただくということになっております。そういった学校からの報告を受け、緊急性、重要性、安全性を考慮し、予算計上するものでありますけれども、今回補正予算に計上しました5点につきましては、安全性と緊急性があるということから予算計上をさせていただいたものであります。なお、この他、学校の方からの要望としてはまだ何点もありますが、それらについては緊急性、安全性の面でまだもう少ししばらく待てるという判断のもと、今回の予算計上額としたところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから採決します。各会計補正予算 5 件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第 4 9 号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第 3 号）」の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第 4 9 号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、議第 5 0 号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第 5 0 号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、議第 5 1 号「令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第 5 1 号「令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、議第 5 2 号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第 5 2 号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、議第 5 3 号「令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第 5 3 号「令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 本日の会議時間は、夜間議会により、会議規則第 8 条第 2 項の規定

によって本日の議事日程が終了するまであらかじめ延長いたしますので、ご了承願います。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午前 11 時 26 分）

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 （午後 6 時 00 分）

○議 長（小林茂吉議員） 日程第9、「一般質問」を行います。

一般質問は5名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。なお、一般質問は、申し合わせのとおり、答弁時間も含めて質問者1人につき30分以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者も答弁者も明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、7番 鈴木淳士議員、登壇願います。7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員）

1. 空き家対策について

1. 先の6月議会定例会に提案された「三川町空き家等の適正管理に関する条例」の一部改正案については、空き家の寄附を受け入れる目的や条件が不明朗という理由等から一旦否決された経緯にある。

その後、空き家の寄附受入に関する法的制度等について確認したところ、国で制定した「空家等対策の推進に関する特別措置法」並びに同法に係る基本指針の文中には「寄附」や「無償譲渡」に係る記述が無いことから、法律より先に条例に「寄附の受入」を規定することは、条例の法的限界に抵触するのではなかろうかと推考したところである。

一方、現行条例に規定されている「応急措置」を適用し、管理不全空き家等の屋根・外壁等の仮補修や樹木・雑草の伐採等必要な対策を行政が代行（経費は所有者へ請求）することにより、空き家及び周辺環境の保全が図られているという近隣自治体の活動状況を確認することもできた。

このように「応急措置」の効果的適用により周辺住民の不安や不満をある程度解消できる現行制度下において、敢えて「寄附の受入」の条例化をめざす具体的事情とこれを必要とする理由、また、「寄附の受入」を明文化していない国の法律と明文化をめざす本町条例との法的整合性に関する所見を伺う。

令和元年第5回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問します。

私からは空き家対策についてであります。

先の6月議会定例会に提案されました「三川町空き家等の適正管理に関する条例」の一部

改正案については、空き家の寄附を受け入れる目的や条件が不明朗という理由等から一旦否決された経緯にあります。

その後、空き家の寄附受入に関する法的制度等について確認したところ、国で制定した「空家等対策の推進に関する特別措置法」並びに同法に係る基本指針の文中には「寄附」や「無償譲渡」に係る記述が無いことから、法律より先に条例に「寄附の受入」を規定することは、条例の法的限界に抵触するのではなかろうかと推考したところであります。

一方、現行条例に規定されている「応急措置」を適用し、管理不全空き家等の屋根・外壁等の仮補修や樹木・雑草の伐採等必要な対策を行政が代行（経費は所有者へ請求）することにより、空き家及び周辺環境の保全が図られているという近隣自治体の活動状況を確認することもできました。

このように「応急措置」の効果的適用により周辺住民の不安や不満をある程度解消できる現行制度下において、敢えて「寄附の受入」の条例化を目指す具体的事情とこれを必要とする理由、また、「寄附の受入」を明文化していない国の法律と明文化を目指す本町条例の法的整合性に関する所見をお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

空き家対策に関するご質問であります。本町におきましても少子高齢化や人口減少、核家族化の進展などにより空き家の数が増加している状況にあります。このような空き家の中には適正に管理されず、周辺に悪影響を及ぼす空き家も生じてきており、その数が今後も増加していくことが予想され、問題が一層深刻化することが懸念されております。

このような状況の中、適正に管理されていない空き家については、老朽化による倒壊のみならず、防火、防犯、防災、衛生、景観など様々な点において、住民の生活に深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、平成29年度に「三川町空家等対策計画」を策定し、その施策を総合的、計画的に展開することとしたところであります。

ご質問の「応急措置」につきましては、人の生命、身体、財産等に重大な損害を及ぼす危険な事態が発生し、危害が切迫した場合においては、その危害の予防や損害の拡大を防ぐために実施するものであり、その措置の内容については、必要最小限度にとどめることとされているところであります。

また、空き家等の寄附による取得については、一定のルールに基づく執行が求められることから条例に規定するものであり、さらに、寄附の受け入れを条例に規定することについて、問題なしとする県からの回答もいただいているところであります。

このようなことから、寄附の受け入れも含め多様な施策の展開により、生活環境の保全と空き家等の利活用の一層の推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今さら申すものでもない話でありますけれども、条例は町の法律で

あり、慎重な検討を重ねる必要があるという観点。また、誰しものが空き家対策を迅速かつ効果的適正に進展させたいという認識のもとにおいて再質問させていただきたいと思います。

先程答弁の中に、この「寄附の受入」の条文を条例化することについて、県から問題なしという回答を得たという話でありましたが、私も同様に県当局にいろいろと状況等を確認しているところであります。

まず一つ目の確認でありますけれども、山形県内においては、いずれの市町村も寄附受入を条例化している市町村はないということを県当局からも確認しております。また、全国的にもごく限られた市町村を除いて、国による、いわゆる空き家対策措置法が制定されて以降、寄附受入を条例化している市町村はないであろうという認識でありました。このように県内にとどまらず全国的に市町村の空き家管理条例に寄附受入の規定を設定していない原因や理由をどのように分析していらっしゃいますか。所見をお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいまのご質問にありました空き家条例の制定の関連についてでございます。どのように考えておるかということに対してでございますが、条例制定につきましては、県においては確かにおっしゃるとおり条例設定はゼロでございます。ただ、全国的に見ますと、やはりこの条例を設定しているところがございます。これにつきましては、国土交通省において調査及びアンケートを取っておるところでございます。そのアンケートによりますと、空き地等に関する自治体アンケート、平成29年2月20日時点で行われております。この中におきまして、空き家の寄附の受け入れについて各自治体の状況が記載されておるところでございます。「空き地等に限らず寄附の受入制度・基準等を定めているもの」につきましては4.5%でございます。また、「空き地等に限定した寄附の受入等・基準等定めているもの」については0.2%、「特に定めはないが、寄附の申し出に対応している、その都度検討しているもの」については39.9%、「原則として受入は行っていないもの」については53.8%、「その他」として回答がなかったものが1.6%という形で謳っているところがございます。このような状況下にあるところがございます。

また、そのアンケートにおきましては、最終的に責任を負うべき主体はどこだというご質問もあります。こういったものの中には国、地方公共団体と答えている方も多くおるところでございます。

なお、このホームページ上におきましては、空き家の寄附について、国で国土交通省において事例を述べており、こういった部分についてやっている市町村もありますよと。空き家対策事業に対する側面的な施策として有効的な施策であると感じているところがございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） 細かい全国の状況を報告いただきましてありがとうございます。つまりは、空き家の寄附等の条例を設定されている市町村については、私もインターネット等で調べたところでありまして、鳥取市とか下山市等が条例を設定している。これはなぜかと申しますと、国が法律を定める前の平成25年度とか平成26年にすでに空き家対策条例

を設定しております、その段階で寄附の受入という条文を設定したがゆえに、国の方針が変わったからといって削除するわけにはいかないと、そういった経緯がありました。

その後、国からの方針、つまりは、先程も少し紹介がありましたけれども、これはインターネットから拾った産経ニュースであります、平成28年8月5日の報道であります、国土交通省は4日、不要になった空き家を所有者が自治体などに寄附できる仕組みづくりに乗り出す方針を固めたとあります。これは国土交通省の担当の方に直接電話しまして確認したところ、確かに、いわゆる審議会の委員の皆さんからこういった意見、要望が出されたためにアンケート調査を行った。先程建設環境課長から報告がありましたアンケート調査がまさにこのアンケート調査だったわけですけれども、実態調査等を行った結果、自治体などに寄附できる仕組みづくりに制度化するということが適切ではないということで、審議会にも報告を行って、取りやめしたという経緯にあります。

こういったことから全国的には、空き家の寄附受入を条例化するということが進まないという条件がございますが、この国の動向、判断についてはご存知だったでしょうか。その点を確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 今申されました国の方針、及び調査については、先程申し上げました調査の報告がなされております。空き家ということではなく、全体を踏まえて不動産、空き地という観点からでございます。この部分につきまして、国がなぜ条例という部分、方針に載せないかという部分につきましては、国は国で単体の独立した自治を行う、地方は地方で単独の自治を行う。寄附については各々対等に話し合いをし、その合意をもって寄附を受けるとされております。これは憲法上認められている行為でございます。

その中においてホームページ上では、国は国以外の方から土地の寄附を受けとることは、強制及び行政措置の公正への疑問、弊害を伴うことがあるため、閣議決定の結果、原則として抑制しているという状況にあるということを書いておるところです。これはあくまで国の考え方ということで、個々の方針には触れておらないところなんです。

また、条例の方にその部分を記載ということで、この措置法につきましては、いろいろな市町村の方がこの法律が施行する前、いろんな条例を組み、空き家対策に邁進していた状況がございます。国土交通省の不動産の受け入れについての関連でございますが、ホームページ上で少し述べておるところがございます。平成27年に特定空き家に関する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針に関するパブリックコメントを実施しております。その指針のガイドラインに質問が一つ寄せられております。ご紹介します。「必要に応じて手続を負荷することや法令等に抵触しない範囲で手続を省略することを妨げるものではないとあるが、どのようなことか」というご質問に対しまして、国土交通省としては指針に明記されていない手続の追加、明記された手続の省略については、法令の範囲内で各地域の事情に応じ、市町村において判断されるべき事項と考えるということになっております。ですので、この法律について付け足すことは、何ら支障のないところと考えておるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今の答弁の中にありましたが、いわゆる官公庁における寄附等の抑制について、これはたぶん、昭和23年1月30日に閣議決定されたという国の公有財産管理に関する通達閣議決定のことかと思えます。この考え方としては、まずは公共施設の寄附にあつては所定の手続を行い、かつ公表するものとする。この公共施設というふうに限定されているというものについては、いわゆる行政財産、公共施設そのものに使う財産以外は寄附を受けるものではないということでありまして、一番最後のところに地方公共団体に対してもこれらの規定を準ずるように、その自粛を求めると、むやみに寄附を受けるべきではないということが記載されておりまして、こういったことから先程紹介しました国土交通省の調査、結果の方針ゆえに、県内の市町村、また大多数の全国の市町村でも見送っているということのようであります。現に鶴岡市も条例化については見送っているという考え方がまさにこのとおりでございました。一方で、条例化ではなく、先程も報告ありましたが、寄附に対応しているという市町村が39.9%ほどある。つまりは、これは条例ではなくて、要綱、規定等によって寄附を受け入れているというものでございまして、これを条例と混同するという点については、いささか法体系から見ますと問題がある視点ではなかろうかと感じておるところです。

そういった部分を含めて、改めて法的に整合性が確保できているというふうに判断なされるか。所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 法的な部分、先程申し上げました閣議決定の内容でございますが、この部分につきましては、昭和23年度に閣議決定された内容です。この内容の趣旨について冒頭述べられておるところですが、財政の窮迫化に伴い、最近諸官庁、学校を含むとなっておりますが、それにおいて経費の一部を諸種の寄附に求める傾向が著しいが、寄附者の自由意志によると言われる場合においても、その性質上半強制となる場合が多く、あるいは国民に過重の負担を課すことになり、あるいは行政措置の公正に疑惑を生ぜしめる恐れなしとしない。よって極力かかる傾向を是正するため、次の方針を出したと。これを捉えて、本来条例に盛り込むべきということで、一定のルールの基に条例に記載するというところとさせていただきます。また、この通知に伴う法制化はなされておらないところとなっております。

地方公共団体の寄附の関係について可能かという点につきましては、法令部分でございます。皆さまご承知のとおりと思えますが、地方自治法においては第96条第1項において、負担付寄附、及び贈与の受領についてと。寄附については検討すべき内容ということできちんと明記されております。また、国においても国有財産法第14条、及び同法施行令第9条により、国会の決議を経る、または政令で定める場合を除き、国有財産を所有する各省庁の長は、財務大臣に協議しなければならないと定めているところとさせていただきます。

国への動向ということで、先程来申されておりますが、確かに国土交通省においては検討した結果、考えを示しただけに過ぎないところとなっております。ですから、方針を出したと

ということではなく、ホームページ上においても寄附を受ける考えということで述べられております。また、最近の情報になるのですが、財務省、もともとの受け手、こちらの方において公表されております、今現在、公表年月日につきましては、日本経済新聞の方で掲載しておるところですが、日付を申しますと2019年3月13日、不要な土地、建物、国に寄附可能にということで、財務省が検討に入っているところでございます。こういった部分から申しますと、国自体の、国として寄附を受けるということについて今検討している状況となっているところですので。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 法律の適正云々ということについては、権利として認められているということをもそのまま上位法の趣旨に反しても施行するということについては、いささか疑問を感じるところでありますが、時間の関係上、次の提案に移りたいと思います。

空き家の改善策としまして、今現在もいろいろと補助要項が定まっているわけですが、私は個人的に、いわゆる応急措置について、環境改善のために、地元町内会と一緒に、まさに協働のまちづくりとして取り組む手法なり、あるいは町内会で解体事業を行う場合の世帯当たりの負担額を均等にするという観点から、世帯数の多い町内会、少ない町内会、不平等のないような形で公費負担を行う。また、自ら解体する方々については、所得水準や資産状況により、今現在5割、1/2という補助割合になっていますが、場合によっては9割、ほとんど個人負担のないような形で解体を促進するという方法もあるでしょうし、事業者による空き家の解体、整地、再開発等についても補助を行うということが、非常に有効的な施策というふうに考えられるところです。今現在は制度化、条例化になっていない部分がございますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに考えております。

次の質問として確認したいのは、今も冒頭に触れました応急措置や代執行という、すでに条例に設定されているという制度がある中で、今現在も寄附受入の条例がない川西町では、代執行を平成28年と29年の2回、それから昨日のニュースでも報道になりましたけれども、鶴岡市が解体事業費1億8,000万円、そのうち市の負担としては7,000万円の補正予算でさっそく略式代執行を執行するという報道がなされたところでもあります。三川町も川西町や鶴岡市と同様に応急措置や代執行ができる状況の中で、今まで1件も執行してこなかったこれらの措置でありますけれども、急に寄附受入という条例案が出されてきたわけですが、このように応急措置、代執行に対しての寄附受入の条例化を目指すことにより、どのような違いと効果が期待できるのか。完結にご説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいま議員おっしゃるとおり、鶴岡市ではつい昨日、西川町では2件ほどやっております。本町の条例につきましても、ご存知のとおり、つい最近、平成29年度に制定したばかりです。この内容を見まして様々協議していかねばならないかなと考えてございます。特定空き家として位置付けるにはそれなりの手続も必要となってまいります。この部分についてはご了承いただきたいと思っております。

この寄附受入と代執行に関する部分でございますが、代執行によって空き家の撤去、除去

ということになりますと、その費用については一時町が持ち出すことになります。この代執行により回収できるという部分については、国の調べによりますと10%しか回収できていないという状況でございます。なお、代執行によりますと告知等、手続が必要となり、多大な時間と労力が必要となります。また、代執行により施行しますと、その土地というものはまだ残ってまいります。また、その土地について管理をしていかなければならないということになってまいります。この土地について収めるものを収めてなければ、国へ帰属する手続、財産管理法の手続等も必要になってくるかと思えます。

空き家の寄附におきましては、本人が管理をきちんとし、相続の手続、及びその他諸条件、また、町が利用に合致するようなものであれば、そのものを取り入れ、即急な環境改善が図られるというところでございます。ですので、時間、労力、対応、また、料金の回収等、多種にわたって代執行を行うにあたって、それに補足するような形になろうかと思えます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今回の代執行の場合、非常に事務作業、労力を要する、また、資金回収ができない、この資金回収ができないというのは十分分かる話ですが、代執行した後の底地について行政が管理するという話がありましたけれども、これは間違いではないかということと指摘しておきたいと思えます。あくまでも代執行するのは上物の解体についての代執行であって、その土地については所有者の責任で管理しなければならないということですので、誤解のないようお願いしたいと思います。

時間もないので、少し口早になって恐縮なのですが、今までの代執行の状況等をみますと、寄附の受け入れを審査というよりは、環境改善のために、先程も事例出しましたけれども、仮補修を行う、あるいは樹木を伐採する、繁茂した草を刈り取るということの方がずっと早急な環境改善ができるということでありまして、今まで全く応急措置をしてない中において、寄附を受けるよりも手間取るという、その判断がいささか疑問に感じるところであります。寄附を受けたとしてもその活用についてということになります。先般の全員協議会の際に副町長から説明がありました。今回の条例化、寄附受入の条例化を目指すのは、山形県が示した空き家対策計画のモデル計画に無償譲渡を行ったうえで行政が除却するという文言があるということだったのですが、これを県当局に確認しましたところ、こういった趣旨で、どういう想定で計画に盛り込んでいるのかというお話を確認しましたら、まちづくり等連携した事業における跡地利用。例としましては、鶴岡市のように都市計画事業での中心市街地居住促進事業といった公式な計画に合致するものについて県では想定しているということとございました。この県の趣旨、考え方からみますと、三川町ではどのような事業が対象になるというふうにお考えなのか。また、先程来話をしております応急措置に関する予算と職員体制など、実施体制の確保について今後どのようにお考えか。2点答弁お願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 先程の答弁の中で少し誤解を招くような表現がございました。確かに所有者のものとなるところでございます。

昨日の説明においては、県のガイドラインではなく、町の方の中にもあるところがございますので、県のガイドラインについてそのように記載しているのは、本町でもみているところではあります。

活用につきましては鶴岡市も行っておりますが、この空き家に関する対策は多種ございます。総務省、国土交通省、消防庁、多様な事業が今対応可能となっております。こういった部分について活用ができるものであれば対応してまいりたいと思っております。また、まちづくりにおける空き家の活用につきましては、平成29年度に作られました三川町空家等対策計画、この中においても空き家の利活用として例が載っております。住環境の向上、ポケットパークなどの公的な空き地利用、また、地域交流の場としての集会場・公園、住居人口の増加対策としての分譲公的住宅、また、移住者向けの体験住宅、障害者向けのもの、また、商業関係の振興によるもの、また、農業振興によるものということで、ある程度、空き家の利活用についてはこういったものですよということが載せられておるところでございます。

また、先程申し上げたとおり、今は国においてもこの空き家については重要課題ということで、多種事業があるところですので、その部分については今後も検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、7番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

次に、1番 鈴木重行議員、登壇願います。1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員）

- | | |
|--------------------------|---|
| 1. 「災害に強い町づくり」への取り組みについて | 1. 三川町地域防災計画の見直し状況と重点について、また町民への周知のしかたについて伺います。 |
| | 2. 水・食料の備蓄計画と課題について伺います。 |
| | 3. 初動体制の要とされる自主防災組織の活性化と、防災の知識を持つ防災リーダーの育成についての計画を伺います。 |
| | 4. 高齢化の進行に伴い増加が予想される避難行動要支援者の現状と避難支援プランについて伺います。 |
| | 5. 避難誘導體制及び、自主避難者の受け入れ態勢の整備について伺います。 |

令和元年第5回三川町議会定例会におきまして、通告に従い一般質問いたします。

「災害に強い町づくり」への取り組みについて。

初めに、三川町地域防災計画の見直し状況と重点について。また、町民への周知の仕方に

ついて伺います。

次に、水・食料の備蓄計画と課題について伺います。

3番目に、初動体制の要とされる自主防災組織の活性化と、防災の知識を持つ防災リーダーの育成についての計画を伺います。

4番目に、高齢化の進行に伴い増加が予想される避難行動要支援者の現状と避難支援プランについて伺います。

最後に、避難誘導體制、及び自主避難者の受け入れ態勢の整備について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

災害に強い町づくりに関するご質問ですが、初めに1点目の地域防災計画の見直しにつきましては、昨年度において平成22年度以来となる全体的な見直しを行ったところがあります。

その見直しの重点につきましては、これまで全国各地で発生した増水被害や、地震被害の対応を踏まえ、国が定める対策、及び基準との整合性を図るとともに、本町における災害時初動体制の見直しを重点に行ったところであり、その内容を踏まえた対応につきましては、町内会における自主防災組織の訓練等を通して、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の水・食料の備蓄計画につきましては、以前より災害時支援協定による流通備蓄での対応を基本としているところではありますが、広域的な大規模災害時には、その確保に困難が生じることも想定されることから、各家庭での備蓄もお願いしているところがあります。

次に、3点目の自主防災組織の活性化につきましては、ご質問の中にもありましたように、町内会における初動体制の要となる組織であることから、災害を想定した訓練の実施をお願いしているところであり、今年度からは危機管理専門員が訓練想定との打ち合わせの段階から参画し、実効性の高い訓練を目指しているところがあります。

また、防災リーダーにつきましては、災害発生時における応急対策活動の中心的存在としての活動を期待していることから、県が主催する防災士養成研修講座や、自主防災組織リーダー研修会への派遣等により、その育成に努めているところがあります。

次に、4点目の避難行動要支援者の現状と避難支援プランに関するご質問ですが、在宅の要支援者に対する支援体制の整備を図ることを目的に、「避難行動要支援者名簿」及び「個別計画書」を作成するとともに、避難支援プランにおいては、災害時の避難誘導や安否確認、避難所での生活支援を適切に行うための情報伝達等について、定めているところがあります。

また、避難行動要支援者の現状については、毎年、対象者の転入・転出や死亡、新たな対象者の追加などが発生することから、自主防災組織、民生・児童委員の方々よりご協力をいただき、要支援者名簿等の更新を行い、関係機関等と情報を共有しながら、それぞれ管理している状況であります。

最後に、5点目の避難誘導體制であります。増水時における気象情報の提供につきましては、本年6月から警戒レベル1から5までの5段階で、気象庁が警戒情報を発表することとなりました。

町といたしましては、こうした気象情報も踏まえた上で、避難勧告等の発令を行うことにより、町民等に対し必要な避難誘導を行うこととしております。

また、自主防災組織による避難誘導につきましては、現在町内会との協議を進めているところでありますが、災害訓練においては、避難行動要支援者の支援について、重点的に検討していただいているところであります。

自主避難者の受け入れにつきましては、避難の判断基準が個人により異なり、その対応は千差万別となります。想定されるのは限られた人数、あるいは世帯であると考えられることから、自主避難の段階では町の指定避難所ではなく、一時避難場所となっている町内会公民館の使用も想定しているところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 詳しく説明いただきました。順を追って再質問してまいります。

毎年のように全国各地で地震、また、豪雨等による自然災害が発生しております。先週の九州北部地区での豪雨を報道で見たり、また、本年6月には山形県沖地震ということで、本町でも震度5弱を観測しております。災害への総合的な備えの重要性を感じているところであります。

地域防災計画が平成22年度来の改定ということでありました。この改定にあたりまして、地域の実情や課題がどのように反映されたかということでお伺いしたいと思います。本計画の総則にもあるとおりでありますけれども、都市化、過疎化、及び少子高齢化の進行と社会環境の変化、及び大規模地震等による災害の経験を踏まえ、計画を毎年検討し、必要があるときは訂正していくということでもあります。また、各防災関係機関も毎年検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、町防災会議に提出するという一文がございます。これまで経過してきた中で、防災会議等において防災計画の検討、また、修正が必要とされる課題は出されてこなかったという点でお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 地域防災計画の見直しに関しまして、先程町長の答弁にもありましたとおり、全体的な見直しを平成22年度以降行っていなかったものですから、平成30年度においてこの見直しを行ったところでございます。その間に、やはり東日本大震災等ございました。その国の改正を受けて一部見直しをしてきたところでございますけれども、全体的見直しを今回行ったという内容でございます。

この地域防災計画の見直しにあたりましては、各町内会の方にも出向きまして、その計画づくりの段階で地域の実情をある程度反映させたいということもございまして、説明会を開き、また、意見をいただいたところでございます。さらにパブリックコメント等でもいただいておりますが、全体的見直しの中では、やはり各関係機関、町の防災会議に委員として入っ

ていただいている関係機関の方からもご意見をいただきました。それは先程議員の質問にもありましており、大地震であったり水害となったり、そういったものを踏まえたうえでの経験をもとに、国が方針の変更、あるいは制度の変更、そういったものがございましたので、それをまずは平成30年度の防災計画の見直しの中で整合性を図ったところでございます。

さらに細かい点につきましては、この計画の中で文言として行うものと、さらには災害対策本部、あるいは警戒本部等もございますけれども、そういったところで実際に運用する方法として内容を、初動体制の整備、そういったマニュアルを作ることで行っているところでございます。議員の質問にありましており、その見直しにあたっては、先程来申し上げておりますが、地元の状況、あるいは地域の状況を踏まえたうえで改正を行ったところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 地元の状況、また、町内会、各環境に合わせた計画になっているというような答弁だったと思います。地域防災計画を拝見いたしますと、細部にわたりまして様々な計画が示されております。このすべてを町民に周知するというのは困難なことなのかと思いますし、先程の答弁にあったとおり、自主防災組織での避難訓練での講習等といったことも考えられるわけですが、やはり参加されない方もおられるということで、多くの町民の方からこの計画を知っていただきたいと思うところであります。リーフレット、または冊子等を作成しまして、全戸に配布するといったような形で、防災意識を高める意味でもそういった働きかけはよろしいのかなと思います。

住民が避難の際に持ち出します非常持出袋、初期のものには地震の対策保存版として、「わが家の地震対策」という冊子が入っておりました。初期のものであるために古くなっておりまして、中の情報も今では存在しないような施設が避難所として掲載しております。そういったものを、やはり高齢者の方々とかでありますと、そういったことも理解しないまま避難するということも考えられますので、ぜひ最新の情報を踏まえたうえでそういった冊子を作って、またその非常持出袋の中に入れていただくと。洪水ハザードマップは先に更新されましたけれども、それと二つ合わせて完全なる防災体制を整えるといった形をとるべきではないかと思いますが、そういった点についてお考えはございませんか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 質問にありました非常時の持出袋につきましては、町内に新たに転入された世帯に対しましては、その持出袋とさらにハザードマップも一緒に入れさせていただいて配布をしているところでございます。そのハザードマップの中には水害時に限定するわけですが、その緊急時の指定避難場所、あるいは指定避難所、そういったものを記載しているところでございます。本町の災害想定で起きるのはやはり水害、そして、先般もありました地震があるかと思えます。そういった意味では避難所はどちらも同じような形で運用しておりますので、まずはハザードマップでお知らせをしているところでございます。

意見いただきましたリーフレット、あるいは冊子等による防災計画の簡易な内容、そう

いったものをお知らせするという方法は考えられるところでございますので、ご意見として承りたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 続いて、水と食料の備蓄計画の方に進みたいと思いますが、こういった部分、町が進める各家庭での3日間分の水と食料を備蓄していただくというような啓発も自主防災組織に委ねられている状況というようなことかと思えます。そういった働きかけもぜひその冊子に載せていただいて、この町の取り組み方というものをお知らせいただければと思います。

そんな流通備蓄を行うということで、町では現在は食料・水の備蓄は行っていない状況にあるかと思えます。啓発を進めるということではありますけれども、現在各家庭においてどのくらい備蓄が進んでいるとお考えかといった点でお聞きしたいのでありますが、農林水産省で平成30年度でありますけれども、全国の家庭を対象とした備蓄の状況の調査を行っております。全国の平均にしてみますと45%と、これから大災害が予想されています東海地方では50%を超える高い数字になっておりますけれども、郊外に行くたびにどうも低くなっているというような傾向も見受けられます。

有事の際でありますけれども、備蓄した水を持参しての避難といったものは、高齢者を中心に困難なものかと思えます。家庭内備蓄を補完するという意味でも各避難所における水・食料の備蓄といったものは必要となるかと思えますけれども、その辺について考え方を聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 家庭における備蓄品につきましては、ハザードマップの裏面の方にも備蓄品リストということで、こういったものを準備した方がいいのかということで記載をさせていただいております。これによりますと、やはり日頃の買い置きということで、最近はストックローリングみたいな形で、普段使うものをローリングしていつて保存するという方法もございます。そういった保存性のよい食料や水を買置きするというような例も挙げておりますし、食料についても缶詰やレトルト食品、あるいは水についても大人1人当たり1日2、3リットル、こういったものを準備していただきたいということで、ハザードマップの方でもお知らせはしているところでございます。

その状況といたしましては、避難所そのものには、先程も申し上げているとおり、水等の備蓄はないわけでございますけれども、非常時に備えて、水を真水化するというような浄化装置等はございます。町としての考え方、行政といたしましては、やはり個人が準備できないものを基本的には備蓄、準備するという考え方をもって対応しているところでございます。そういった意味ではやはり水を持ち込むという、なかなか難しい面は確かにあるかと思えます。ただ、災害の種類としてやはり本町として一番大きい可能性がある水害を考えたときには、水が越水した場合については、浸水したとしても短時間であろうと。そうした場合には、わざわざ避難所に避難するのではなく、家庭の中で短時間、短い間の孤立状態になるわけでございますけれども、その中で食べるものを確保していただきたいとの考え方でご

ざいます。

そして、緊急の指定避難場所、あるいは避難所、長期にわたる避難が必要になった場合については、町としては、先程申し上げた流通備蓄をもって、水、あるいは食料を確保する計画、協定も結んでおりますので、そういった対応をしようというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 流通備蓄、また有事の際は食料また必要なものの調達体制を整えるといった計画のようでした。流通備蓄の課題について少しお聞きしたいと思います。

東日本大震災の際、宮城県及び宮城県内の多くの自治体が流通備蓄という体制を整えておりました。震災が起きたわけでありますが、震災当時、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど応援協定を結んだ店舗は倒壊してみたり、また備蓄しておいた倉庫等も壊れたり、また流通する道路が通れなくなったということで、多くの自治体で協定していた業者との取引ができなくなり、避難所には食料、水、物資といったものは十分に届かなかったというような報道があります。やはり過去の教訓は生かすべきであり、地元ではなくても、地元想定して備えておくことが大事だと思います。

また、直接大きな災害を受けなかった地域におきましても、物流の混乱また買い占め、需給バランスが崩れたということが原因で店頭から食料や飲料水が姿を消すというような事態が生じておりました。遠く離れた庄内地方においても、スーパーマーケットの食品棚から食料またはミネラルウォーターといったものが買い占められてなくなったというような事態が1週間近く続いたのは我々の記憶にもあるところであります。流通備蓄ということで提携した業者の供給能力といったものの検証も必要と思いますけれども、供給可能量というものについては把握しているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 供給可能量ということでございました。例えば本町はイオンとも災害時の応援協定を結んでおまして、食料品等の提供の協定を結んでいるところでございます。そういったところに供給の量を押さえるという面ではなかなか難しいのかなとは考えております。ただ、今指摘ありましたとおり物資がなかなか確保できない状況は東日本大震災の時にも経験しているわけでございます。ただ、やはりこの広域的なもの、どの程度の大きさの規模の災害かということもあろうかと思いますが、基本的には3日あるいは1週間の中、それを過ぎた段階では全国各地から支援物資が届くというような状況も散見しているわけでございます。そういった意味では、あの大きな東日本大震災を乗り越えることが出来る状況であれば今後とも対応していけるのかなとは考えております。ご質問にありました供給量については基本的には押さえていないということで、申し訳なく思いますが先程言いましたとおり、供給そのものは協定、各事業者と行っておりますので、その範囲内で可能であると考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 地元でなくても全国から物資が届くというような予定、計画もある

というようなことでありました。これも東日本大震災の教訓によるものということだと思いますけれども、自治体も被災するんだということで、自治体の能力が低下している中、宮城県におきましても県までは物資は届くけれども地方の自治体までは届かなかった。輸送能力、さらには職員がなかなか庁舎に集まらなかったということで自治体の能力が低下するということが物資の流通が滞るといったような自治体もあるようでした。なかなか当てにしていけないかなという不安はすごくあるわけでありまして。そういった部分、被災した場合ですけれども自治体の能力の低下についてはどのくらいまで想定しているかということをお聞きいたします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 自治体の能力の低下という意味では、本町の正職員については91名体制で行っているわけですので。これについて防災計画の中でも初動体制のマニュアル等も踏まえて、ある程度一次、二次、三次、四次というそれぞれ招集体制が定められておまして、先の6月の山形県沖の地震においても震度4ということで二次配備という形になりますけれども、想定しました職員数を超える形で参集しておりました。そういった意味では町の計画に基づくその体制の人数は確保できたのかなと思っております。ただし、被害が本町においては比較的少なかったものですから本格的な災害に対する応急手当、そういったものを行っていませんので、それを行った場合に本当に足りるのかという面は確かであろうかと思いますが、先の地震においては想定している人数、職員が確保できましたので、それに基づいて運営ができるのかなというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 先日私の地元での自主防災組織での避難訓練の中でも、防災講話ということで、川井危機管理専門員の講話の中で、災害の際は町の職員は当てにするなど自分たちのことは自分で運営していくんだということを繰り返し教えられていかれたのを思ったところでありまして。やはりそうなりますと、自主防災会の活性化またそれを担うリーダーというものの重要性というものが大きくなっていくのかと思います。リーダー研修会への派遣、またもう1点は防災士といった資格取得への支援派遣というようなことがありました。防災士という民間の資格でありますけれども、山形県でも地域の防災力の強化を図るということを目指して地域防災の中核となる防災士を養成する研修講座を開催しているようでありました。自主防災組織のリーダー、また同等の活動をするもので、市町村から推薦があった方また市町村の職員を対象にしたものの講習会ということでありますけれども、本町から推薦また資格取得への支援といったものはありますかどうもお聞きしたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今年度においては山形県の主催で山形県防災士養成事業というものがございます。これに今年度は1名の方が応募していただくことになりまして、その1名が参加する予定であります。この方への助成措置という考え方でございますけれども、県のこの養成事業の負担金につきましては自己負担金が1万円、さらに資格取得の試験料等々合わせますと1万1,500円、合計で2万1,500円ほどの負担になるようでございます。これ

については今年度、初めて本町からも推薦をして講座を受講するという形でございますが、全国的な防災士の養成機関である防災士研修センターなるものがございまして、そういったところでは講座受講料が4万9,000円と。同じ2日間で片や1万円、そういった意味では山形県の公費負担があつてこういった受講がなされるものだと考えております。まずは県の公費負担がございまして、こちらの負担により防災士を育成するという形になっておりますので、本年においては本町の独自の助成措置はしていないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 山形県でもやはり地方自治体の防災力の強化といったものを目指した講習会になろうかと思ひます。今後も続けてあるのかはまだ分からないところではありますけれども、やはり有事の際には町の職員に頼らない地元の住民による地元での避難所運営等重要となつてまいと思ひますので、今後とも継続してあるとすれば支援といったものも含めて検討していただきたいと思ひますし、また町内会役員の方々は高齢化してきております。どうしても自主防災会のリーダーとなりますと、町内会長あたりが出てくるのかと思ひますけれども、業務量の増大等負担になつていくということから、町内会の役員だけに頼ることなく例えば消防の幹部、部長などから在籍中に資格をとつていただきまして、退団後また防災の地域の中核を担う人材として活躍していただけるよう資格取得等を促していただければと思ふところであります。

次ですけれども、最後に避難行動要支援者の支援プランについてお伺ひいたします。名簿の作成は行つているということでありました。プライバシーまた防犯面からなかなか公開するのは難しいということで、デリケートな名簿になつているのかなと思ひます。迅速な避難行動、避難支援を行うためにはやはり町内会のどこにどんな障害のある方がいるのかという面もあろうかと思ひますが、名簿が公開されないようであると迅速な避難支援には結び付かないのかなと思ひます。個別計画も作成されていくということではありましたが、この個別計画ですけれども、すべての方に作成できているのか。現在の作成の状況についてお聞きしたいと思ひます。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまご質問ございました個別計画の作成状況についてということでございますけれども、平成30年度の段階での数値で、今現在令和元年度につきましても、現在調査中というか調べているところですので、平成30年度についてお答え申し上げたいと思ひます。平成30年度の台帳の登録者数が413名でございます。その中で個別計画書を策定している方が155名ということで全体の38%にとどまっております。個別計画の策定につきましても、現在自主防災組織の方または民生児童委員を通しまして策定の方を促しているところでございますけれども、実態としてなかなか個別計画の策定まではいいというふうに言われる方もいらっしゃる状況でございます。今後個別計画につきましても、いろいろ服薬の内容でございまして、支援者の方々の名前を入れたり、様々な具体的な計画として策定するわけでございますけれども、今後も引き続き自主防災組織等を通しまして策定に向けて取り組んで参りたいというふうと考えております。

- 議 長（小林茂吉議員） 以上で、1番 鈴木重行議員の質問を終わります。
 - 議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 7時02分)
 - 議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 7時15分)
- 次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。
- 4 番（佐久間千佳議員）

<p>1. 子どものいじめ・不登校について</p>	<p>1. 本町の小中学校におけるいじめ・不登校の状況、発見や解決に向けた取り組みを伺います。</p> <p>2. 三川町いじめ防止基本方針の改定による影響と効果を伺います。</p> <p>3. 不登校児童生徒に対する支援として、文部科学省では適応指導教室等の設置を求めています、本町において設置していない理由と今後の見通しを伺います。</p>
<p>2. 学校施設について</p>	<p>1. 本町の小中学校の普通教室に今夏、空調設備を設置しましたが、その利用の状況と効果、また、課題をどのように捉えているか伺います。</p> <p>2. 夏休み中の小学校プール利用について、猛暑時の熱中症対策と開放判断について伺います。</p> <p>3. 学童へ通う児童の夏休み中のプール利用について、現状をどのように捉え、子育て交流施設へ移転後の利用をどのように考えているのか、伺います。</p>

令和元年第5回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

一つ目に、子どものいじめ・不登校について。

本町の小中学校におけるいじめ・不登校の状況、発見や解決に向けた取り組みを伺います。

三川町いじめ防止基本方針の改定による影響と効果を伺います。

不登校児童生徒に対する支援として、文部科学省では適応指導教室等の設置を求めています、本町において設置していない理由と今後の見通しを伺います。

二つ目に、学校施設について。

本町の小中学校の普通教室に今夏、空調設備を設置しましたが、その利用の状況と効果、また、課題をどのように捉えているのか伺います。

夏休み中の小学校プール利用について、猛暑時の熱中症対策と開放判断について伺います。

学童へ通う児童の夏休み中のプール利用について、現状をどのように捉え、子育て交流施設へ移転後の利用をどのように考えているのか、伺います。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の子どものいじめ・不登校についてのご質問ですが、1点目と2点目は関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

三川町いじめ防止基本方針につきましては、国、及び県のいじめ防止に関する基本方針が改定されたことから、整合性が図られるように改定したものでございます。その主な内容といたしましては、いじめの基本的認識の定義や、いじめを認知した際の学校の対応、いじめ解消の判断基準となる項目などが明示されたものであります。これらの改正により、以前はいじめとして認識されなかった事案についても、いじめであるとの認識が浸透し、本人からの訴えが増え、認知件数も増加してきている状況にあります。このことは、いじめを早期に発見することにより、早期対応、早期解消にも繋がるものであり、改定の効果の一つであると捉えております。

また、本町のいじめの状況につきましては、毎年、各学校において児童・生徒を対象としたアンケート調査を2回行っており、平成30年度の認知件数として小学校で250件、中学校で26件と多くなっており、いずれも軽微なものであり、早期に学校で対処したことにより、そのほとんどが30年度中に解消、または解消に向けて経過観察中という状況でありました。

一方、30日以上欠席が続く不登校につきましては、現時点におきまして、中学校で2件となっておりますが、学校においては生徒、及び家庭と定期的に連絡をとりながら、学校復帰に向けて対応しているところであります。

3点目の不登校児童・生徒に対応する適応指導教室等の設置に関するご質問ですが、「適応指導教室」は、長期欠席している不登校の児童・生徒に対し、学校以外の場所で相談、指導、及び学習支援を行いながら学校復帰を支援するための施設であり、「教育支援センター」とも呼ばれている施設であります。

この「適応指導教室」また「教育支援センター」は、平成29年2月施行の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等により、各市町村における設置が求められているものでありますが、現時点においては、国が示している「教育支援センターに関する整備指針」は試案の段階であり、さらに施設整備に係る費用対効果や運営面での整理ができていない課題があることなどから、全国的にも約4割の市町村が未設置であり、庄内地方におきましても、遊佐町、庄内町は未設置という状況にあります。

しかしながら、今後、全国の全市町村へ適応指導教室、または教育支援センターの設置を義務化したいという国の動きも報じられていることから、その動向を見ながら対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項2の学校施設について、1点目の小・中学校の空調設備の利用状況と効果

に関するご質問であります。本町におきましては、空調設備の早期完成を目指して工事に取り組み、その結果、7月上旬には使用可能な状態となったところでありますが、天候の状況もあり、実際に稼働したのは、7月16日が最初の日でありました。以降、夏休みまでの間、町で定めた空調設備の稼働基準に基づき、多い学校で8日間の使用となったところでありますが、どの学校においても教室内の気温を適正に保つことができたことにより、熱中症の心配もなく、健康面での安全性が向上するとともに、授業を行う上で良好な学習環境が確保できたものと考えております。

また、空調の稼働に伴う課題につきましては、9月の稼働終了後に、教職員や児童・生徒の意見等の集約とともに、電気使用量等を分析しながら、来年度に向けて課題を整理してまいりたいと考えております。

2点目の夏休み中の小学校プールの利用に関するご質問であります。本町のプールの使用につきましては、熱中症予防の観点から、町の基準として、気温が35℃を超え、かつ水温が32℃を超えるような場合は使用を中止することを取り決め、プールの開放、閉鎖を判断しているところであります。

3点目の学童保育所児童の夏休み中のプール利用に関するご質問であります。学童保育所児童につきましては、以前は押切小学校プールを利用しておりましたが、昨年度からは、入所児童数の増加に対応した支援員の確保が困難であり、そのような、安全上の問題などから利用していない状況にあります。

このようなことから現在は、家庭の協力等により、児童が在籍する学校のプールに通っている状況であり、来年度以降、学童保育所の場所が子育て交流施設に移転した以降においても、基本的にはこれまでと同様に対応していただきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、子どものいじめ・不登校の質問事項から再質問させていただきたいというふうに思います。まず、9月に入りまして、新学期も本格的にスタートしてきたということで、全国的に見てもやはり9月というのが季節の変わり目ということもありましょか、やはり少し心の動きにくい時期といいますか、トラブルを抱えてしまうような、大人でもそうですけれども、子どもが増えているというようなことが昨今報道等でも叫ばれているところであります。

本町のいじめ・不登校に関しまして、先程教育長の答弁にもありましたが、平成29年の調査では小学校が65件、中学校で76件ということでありまして、平成30年になると小学校で250件、中学校で26件ということで、いじめに対する解釈が変わったということで、数がまず増大したというようなことが先程の説明にもありました。しかしながら、この数字を見ますと、小学校においてはまずは185件増ということはかなり大幅に増加している。

逆を言えばよりきめ細やかに児童のことを見ていじめとして判定しているのではないのかなということが見てとれますが、中学校においては平成29年対比で50件ほどの減とい

うことになっております。こちら、なぜそのような状況になっているのか。いじめというもの
の解釈が変わったにもかかわらず、50件減となっていることの要因をどのように町とし
ては捉えているのか。まずはそこから再質問させていただきます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 平成30年度におけますいじめ認知件数について、中学校の部
分で大幅に減じているというこの要因についてのご質問であります。先程議員も申し上げ
ているとおりいじめの認知について認識が明示されたことによりまして、小学校では確かに
増えております。

一方、中学校において減っている理由としまして、こちらはあくまでも推測するしかない
わけでありまして、中学生、最近の三川中学生、入学する子どもたちの性格的な部分、穏や
かで優しい子が多いというのが学校の校長先生および教師の認識であり、そういったことも
あり、平成30年度の件数が減ってきたのではないかと推測しているところで
あります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 穏やかで優しい児童というのは確かに本町の児童はそういった児
童が多いかなというふうに思います。しかしながら小学校においてこれだけの数字が伸びて
いるのに、中学校で減少するということはどこかに問題があるのかなというふうに考えさせ
られるわけでありましてけれども、このいじめの発見のほとんどが学校のアンケートなどの取
り組みによるということでありました。いじめが原因で体調不良に陥ったり不登校になる
ケースというのが多々あるわけでありましてけれども、保健室等の別室登校や不登校になっ
てしまったという子どもはこのアンケート等の調査で発見していたのかどうか。またその児童
といいますかその子どもたちの初期状況はつかめていたのかどうか。その辺を1点伺いた
します。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず今回三川町いじめ防止基本方針によりまして、いじめの認
知、いじめの定義についてどういったものがいじめかというふうなことが明示されました。
その中にはひやかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる、こういったことも本人が傷つ
くような心に苦痛を感じるようなものであればいじめであるというような認識であります。
そういったこともあり、特に低年齢での小学生年代ではこういったひやかし、からかいなど
が多く、いじめの件数が増えたものというふうに認識しております。

一方、中学生においても同様のアンケートを実施しているわけでありましてけれども、中学
生になりますとある程度常識も備えながら大人に近づいている段階であるというようなこと
でこういったいじめの件数が少なくなりつつあるのではないかと推測しているわ
けです。

一方、このいじめの件数が不登校にどのように結びついていくかという部分でありまして、
不登校につきましては様々な要因があるかと思っております。確かに学校の中でのこういったい
じめなどを端とする不登校の原因もあろうかと思っておりますが、家庭的な状況または先生、部活動、

その他いろいろ本当に様々な要因が結びついて不登校に陥るというケースがあると認識しております。学校におきましては、このいじめの起きた件数を、その後いじめの解消という部分では3ヵ月間そういったいじめの状態があるかないかということで判断をしておりますが、そのいじめの解消も含め、その後の兆候についても学校サイドでは事細かに見ているところであり、そういった中で不登校に実際結びついているかどうか、この点についてははっきりと把握はしていないわけではありますが、学校現場では事細か、きめ細かに対応しているところでもあります。

そういった状況のもと、議員が申し上げているように別室登校という子どもも何人かおりますが、そういった別室登校しながら生徒と教師が関わりを持ちながら普通の登校、学校復帰できるような対応を現在とっているところでもあります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） このアンケートによると、そういった不登校であったり別室登校になっている児童の初期状況がつかめていなかったという解釈でよろしいでしょうか。そう解釈しましたけれども、となりますと、やはりこのアンケートの実効性というものの疑問が生じるところであります。やはりより実効性のある対策をしていかなければこの問題というのは解決しないのではないかというふうに申し上げます。子育て環境が多様化する中でいじめや不登校が様々な要因で引き起こされるというのは申すまでもありませんけれども、非行であったり家庭内不和、発育の違いとか様々な要因が考えられるという中において、子どもの個性がより尊重され、重要視されている昨今、やはり様々な事情から他人との関係を上手く築けなかったり、わずかな要因で関係の位置が困難になるという子どもがやはり多く出てきているなどと思います。不登校児童の定義として30日以上欠席というふうにありますけれども、保健室などでの先程来出ている別室登校などで頑張る子どももいます。不登校や別室登校になっている子どものサポートというのがより重要になってくるという中で、やはりアンケート等では解決できない問題があるという認識に立ったうえでは先程のいじめ防止基本方針の改訂の中に、文言にありますけれども、本町においてはエリアスクールカウンセラーを問題が生じた際に派遣するというような文言が記載されております。やはり、派遣ではなく、エリアではなく、本町にスクールカウンセラーを常駐させるということがより実効的な対策ではないかと思っておりますけれども、当局の見解を伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず不登校という部分で様々な要因があつて、その子ども自体いろいろ心に悩みを抱えながら学校に来ることができなくなっている状況が起こっていると。その直接的な要因が何か、いじめである場合もありますし、先程から申し上げているとおりその他の要因、複雑な要因が様々な絡み合つてそのような状態になっている子どもが多いというふうに認識しております。そういった部分で子どもの心のケアなりをすることで、現在三川中学校では別室登校として保健室や空き教室、そういったところで現場の教師なり学校相談員の先生が対応をしているところでもあります。

また、確かに議員の申したとおり現在スクールカウンセラーという制度も国の方では進め

ているところであります。しかしながら、このスクールカウンセラーにつきましてはある一定の知識なり心のケアができる資格なり、そういったものが求められているところであり、なかなかここ庄内においてそれだけの人材が豊富にいるというわけではありませんので、こういった人材を確保すること自体が難しい状況であると思います。昨年度三川町で1件このスクールカウンセラー、カウンセリングをするために山形県庄内教育事務所を通じ派遣をしていただいた経緯があります。三川町の実状としてこのスクールカウンセラーを必要とする事例自体がまだ他の市町の状況に比べ多いとは認識していませんので、そういったことから現在このスクールカウンセラー、派遣をさせていただいておりますが、今後三川町の子どもの不登校の状況等が大きく変わるようであればこういったスクールカウンセラーの配置も検討しなければならないというふうには考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） スクールカウンセラーの配置を検討しなければならないという言葉でしたけれども、私の調べる限りでは鶴岡市、酒田市、庄内町においてはスクールカウンセラーを常駐しているという認識をしております。やはり不登校の問題がそんなに多くないということでありましたけれども、やはり1件でも事例があるということは、そこに関わる教員の負担であったり、負担と言ったら大変失礼ですけども、教員の業務量の増大であったり保護者のケアというものが必要になってくると思います。

このスクールカウンセラーというのが確かに説明されたとおり様々な資格が必要だということで、臨床心理士であったりそういった方々がよくなるというようなことでありましたけれども、人材の確保が大変だということではあります、教員のケアであったり、保護者のケアといった視点を持ち、事例が起きてから配置するのではなく、今現時点で別室登校児童、小学校でも中学校でもいるということですので、ぜひスクールカウンセラーの常駐を検討していただきたいと、早期の常駐を検討していただきたいというふうに思います。

適応指導教室に関することでありますけれども、教育機会確保法では不登校の子どもが学校を休む休養の必要性や学校以外の場での多様で適切な学習の重要性を明記しております。自治体に対し、適応指導教室や不登校特例校の整備、フリースクールなど学校以外の場での学習活動に必要な情報共有などの措置を求めているということでもあります。本町には設置していないわけですし、フリースクールもありませんけれども、近隣市にはフリースクール等適応指導教室が設置されていると認識しております。そちらとの情報共有であったり、例えば利用に関する何かしらの情報共有をしているのかどうか、この辺を1点お伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 適応指導教室につきましては、鶴岡市と酒田市に設置されている状況であります。三川町におきましても、これまで鶴岡市の適応指導教室「おあしす」というのが鶴岡市の駅前の方にあるんですけども、そちらの方をこれまで利用させていただいた事例があります。特に鶴岡市の方とこの利用に関して協定なり提携を結んでいるかというような状況ではありませんけれども、同じ田川地区での児童生徒ということで利用させて

いただいた経緯があります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） そういった近隣市との施設と言いますか、そちらの利用も積極的に例えば保護者であったり学校の方に情報提供するなどの行動をしていただきたいというふうに思います。不登校児童の教育支援の事例としましては全国的に様々上がってきておるところでありますけれども、大学生であったり、そういったより児童に年齢の近い人たちが心のケアをするというような事例が出てきております。家庭訪問支援員ということで、子どもの家庭訪問をし、学習支援もしながらというそういった社会に適応できるような支援をしていくというような事例も出てきており、教師の負担軽減に繋がっているのかなというふうに思います。そういった事例もぜひ検討していただきながら学校風紀ということは大事ではありますけれども、それだけがすべてではないというふうに思います。様々な個性がある中でそれを尊重しあい、学校以外での教育の場を確保する、次の時代に踏み出すべきだというふうに思います。ぜひそういったフリースクール等検討をしていただければと思います。

続きまして学校施設についてであります。今年7月16日から空調設備の方が稼働したということで、様々話を聞いてみますと、やはり夏休み中であったり、自学にかなり効果的だったというような声が聞こえてきております。決まりはないということではありますけれども、教育長の答弁にありました、これから電気料等も含め分析していくということでありましたけれども、そういった各教室一つひとつにあるエアコンの管理というものをやはりこれからしっかりしていかなければならないのではないかなと思います。先日中学校の先生に聞いたところ、リモコンは職員室にあるんだということを言っておりましたけれども、今後使用に関して、やはり職員室での情報共有を密にしていかなければならないというさらに一つ業務、業務ではないですが、負担が増えるのではないかなと思います。できれば、学校に一つ集中のコントロールボックスを付けるべきではないかなと思いますがその辺の見解はいかがでしょう。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 今回設置しました空調の利用につきまして、教育委員会としては空調を稼働する基準を設けて各学校の方に通知しております。ただ教室によっては室内の気温差、室温というのがそれぞれの教室で違う場合がありますので、そういった場合は現場の判断で稼働してもいいと。基本的には設定温度を28度、室温が28度以上である場合使用していい、ただし湿度が70%以上あるような場合も稼働していいというような基準を設けて通知しているところであります。こういったことでもありますので、各教室、窓の状況ですとか日当たりの状況でそれぞれの教室が違う条件になりますので、センターコントロールという部分については現在のところ考えていないところでもあります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 以上で4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

次に、6番 芳賀修一議員、登壇願います。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

- | | |
|------------------------------|--|
| 1. 自然災害での被害地域や被害者への支援について | <p>1. 6月18日発生、山形沖地震による本町被害の状況と被害者及び被害施設に対する取り組みについて伺います。</p> <p>2. 今後発生する可能性のある自然災害での被災者及び地域に対する町独自の支援方策について伺います。</p> |
| 2. 三川町の老人クラブ組織の意義とその増加方策について | <p>1. 三川町の老人クラブ組織の現状と課題について伺います。</p> <p>2. 町内会単位の老人クラブ組織増加策について伺います。</p> <p>3. 老人クラブ組織結成方策として、地域支え合い体制事業の取り組みを参考にすべきと思いますが、見解を伺います。</p> <p>4. 地域包括ケアシステムの推進組織としての老人クラブの位置付けについて伺います。</p> |

令和元年第5回議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

第1点目、自然災害での被害地域や被害者への支援についてであります。

6月18日発生、山形沖地震による本町被害の状況と被害者及び被害施設に対する取り組みについて。

また、今後発生する可能性のある自然災害での被災者及び地域に対する町独自の支援方策について伺います。

第2点目、三川町の老人クラブ組織の意義とその増加方策についてであります。

具体的には三川町の老人クラブ組織の現状と課題について。

町内会単位の老人クラブ組織増加策について。

老人クラブ組織結成方策として、地域支え合い体制事業の取り組みを参考にすべきと思いますが、見解を伺います。

また、地域包括ケアシステムの推進組織としての老人クラブの位置付けについて伺いたいと思います。

以上、1回目の一般質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀修一議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の自然災害の被災支援に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

6月に発生しました山形沖地震による本町の被害状況につきまして、町に報告ありました被害は、落下物による軽傷者が1名、住居や農業施設等の損傷が21件となっております。

が、いずれも損傷の程度は比較的少ない状況でありました。

このような中、町としても被災施設等への対応を検討する必要があったことから、7月上旬に「建物、ブロック塀の被災に関する相談窓口」を臨時的に開設し、相談ありました内容に応じて、住まいづくり支援事業等の活用を促しているところであります。

自然災害による被災支援につきましては、これまでも町単独の利子補給制度を設けるなど、必要に応じ対策を講じてきたところでありますが、今後とも既存の補助制度の活用も含め、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2の本町の老人クラブ組織の意義とその増加策に関しまして、1点目から3点目の質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町における老人クラブの組織につきましては、本年4月1日現在、三川町老人クラブ連合会に加盟する単位老人クラブ数は5団体で、昨年度より1団体の減少となっており、さらに会員数については170人減の346人という大幅な減少となっております。近年、老人クラブ連合会からの単位老人クラブの脱会や解散などが続いており、いかにして歯止めをかけ、組織として存続させていくかが大きな課題であると認識いたしているところであります。

このような背景には、様々な理由があるものと認識しているところでありますが、老人クラブ連合会には、改めて問題点等を整理するとともに、今後の会員増加や単位老人クラブの連合会への再加入に繋がる取り組みについての検討をいただいているところであります。その上で町としても老人クラブの活性化に向けた支援を行ってまいりたいと考えているところであります。このようなことから、老人クラブ結成の方策としての補助事業の活用については、現時点では考えていないところであります。

次に、4点目の地域包括ケアシステムにかかる老人クラブの位置付けに関するご質問であります。本町における「地域包括ケアシステム」の推進につきましては、介護予防と地域における生活支援サービス体制の構築を目指し、すでに老人クラブからは、地域包括ケアシステムの生活支援体制整備において、介護予防や生活支援サービスにかかる重要な役割を担っていただいているところであり、今後とも町内会と協働した活動が展開されるよう推進してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） ただいま6月18日発生地震に対する被害の報告がありましたけれども、今の被害の報告ですと施設等軽症の方という人身被害もありましたけれども、家屋そのものの被害の報告が一つないのと、それから道路施設に対する報告がなかったのですが、それについてはどうだったんでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいま答弁にありました建物と農業施設合わせての21件でございまして、内容的には建物の半壊が1棟、建物の一部損傷が19棟、この中には、すみません、半壊の方は非住家であります。さらに建物の一部損傷については19棟で、住家、住まいが10棟、非住家が9棟という形になっております。さらに農業被害ということ

で1カ所、ハウスの破損がございました。この合計で21件になります。さらにそれ以外にもブロック塀、これは一部倒壊が2件、町道の陥没については13カ所ということで押さえているところであります。さらに農道についても不等沈下という形ではございますが、2カ所という報告を受けております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員

○6番（芳賀修一議員） 大きく家屋被害等、道路の被害について、二つについて再質問いたします。特に町道の被害について最初にお伺いしたいのですが、当然町としては応急措置等とられまして対策をしたわけですので、それについては適切だったかと思いますが、ただ工事の時期といいましようか、災害直後にはそれはすぐ対応できないのは分かりますけれども、一応災害直後に陥没等のところに鉄板で塞いで、また危ないところにはカラーコーンを置いたりして通行できないようにするというふうな処置はなされましたけれども、実際の補修作業というのはかなり遅れて、最終的には私どもの地域の中ではお盆前にできあがったという、1ヵ月半ぐらいかかっていました。なんといいましようか、これは通常の補修ではありませんので、自然災害に対する補修として、現に片側通行の状態に町道の中が長い間そういう状況になったわけですので、努力されたというのは分かりますけれども、これほど遅れた理由というのは何かないのかなというふうに考えてしまうのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 今度の地震におきまして、町道の方の陥没について大変ご迷惑をおかけしていると思います。この対応についてですが、やはり下の状況がどうなっているのかを確認しないと直せないということが1点ございます。また、このような災害だったため、県等に問い合わせをし、地震による直接原因が判明するのであればその対応については災害復旧という支援も見込んで対応しておったところです。ただ、この陥没については起因するものが地震ということに特定できなかったものですから、その後の対応で少し遅れたものもございます。ただ、路面については一応危険が及ばないようにということで職員自ら見に行き、もしくは軽量の資材等で対応し、また危ない箇所については鉄板を引いたり交通の確保に努めておったところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） この聞き方でいいのかどうか分かりませんが、予算的な措置に関して問題なかったのかということをお伺いしたいんですが、実は通常でありますと、専決処分ですら予算を前もってとって、予算執行して発注するというようなことが行われるはずですが、今回は専決処分がなく、補正予算として計上されましたけれども、その辺の予算的な問題はなかったのかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 予算的な問題というご質問でございます。既存で道路維持予算でございます。これをまず使って、その後に予備費補正という形で考えてございます。先程申し上げましたが、やはり中がどうなっているのかというのが明らかでないとのごら

かかるのかも分からない状態。なお、緊急に直さなければならないところについては随時対応してきたところと考えてございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 先程道路の関係で農道の補修というようなことがありましたが、それについては土地改良区等の予算執行で修理されたのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいま質問にありました農道についてはすぐに土地改良区と現場確認の上、土地改良区の方の予算で対応しております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今回補正予算で700万円ほどの道路補修の対策費用が計上されまして、承認されましたけれども、この震災対応での700万円でどういう工事をなされるのか、すみませんをお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 陥没箇所の道路の維持補修でございます。これにつきましては陥没している箇所を開削いたしまして、路床材の補充をいたし、路盤を埋め戻し、対応をしていくところとなります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） あくまでも今されている工事は臨時的な工事だと。本格的な工事を今の補正予算でやるというふうに考えてよろしいですか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 2通りの部分がございます。今までにおいてもきちんとした工事もやっておりますし、簡易に補修している工事もございます。今後、この700万円においては、完全な補修ということで見えておるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 道路関係については予算的な問題ではなくて、いろんな調査等の関係があったという話で承りましたけれども、今後、いろんな災害に対しては迅速な予算執行等工事の発注、それから完成をお願いしたいと思います。

次に家屋の方についてお伺いしたいのですが、三川町は家屋被害に対しての特別な被害対策をしないで、リフォーム資金で対応するというような対応なされましたけれども、これはなぜこのような対応をしたのかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 先に答弁いたしました4月上旬に「建物、ブロック塀の被災に関する相談窓口」を設けておりました。この中において被害の状況を確認し、今既存のもので対応できるものがあるか検討したところ、町で行っております住まいづくり事業の中のリフォーム支援事業、これに該当できる物件が多いということで、今回このような措置をとったところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 鶴岡市においては今回の震災で急遽、瓦屋根修繕緊急支援事業、被災地住宅耐震性向上改修支援事業、それから被災住宅無利子融資制度というのを作りまして、上限も40万円というふうな格好で、かなり三川町のリフォーム資金としては高い資金の計画を作られましたけれども、なぜ三川町では単独の震災対応の資金支援をしなかったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 今の部分でご質問にお答えします。三川町においてはリフォーム支援事業という形でなぜ対応しているかという部分でございます。鶴岡市におけるリフォームにつきましては予算のある限りで打ち切り事業となっております。三川町につきましては、リフォーム事業においても随時補正予算、国への予算要求等、要求のあったものについて対応していくという考えもございますので、こちらの事業で対応したところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 同じことを総務課長にお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 町独自の支援ということで、鶴岡市の例を出されてご質問あったわけでございますけれども、鶴岡市の例においても、私ども認知しておりますのはやはり最初は住まいづくり、既存の補助事業である住まいづくりの支援事業を事業提唱して、その内容のハードルを下げてもさらに補助金も上げて対応するというような話を聞いているところでございました。本町においても先程担当所管課長が申し出ておりましたけれども、本町の状況、被害状況を確認したうえでどんな対応ができるのかという検討をしたところでございます。その中では先程被害の報告を申し上げたとおり住居については10棟において建物の一部損壊と、そして多かったのは土蔵、物置関係の損壊が多かったわけでございます。そういった意味ではその住居に対する支援については既存の補助事業を使って屋根の軽量化だったり瓦の葺き替え、そういったことができるわけでございますので、その対応をしていこうということでしたわけでございます。

もう1点、農業被害ハウス等ありましたけれども、これについても利子補給等の検討もしたところでございますが、所有者本人のいろいろな希望もございまして結果的には町独自の資金対応というものは行わなかったところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） いささか対応については私は鶴岡市と比べて被害の規模は違うとは思いますが、被害者1人個人にとってみれば、外から見れば10軒と1軒の違いは大きいですが、被害者にとってみれば同じなわけですので、なぜ町民のサイドに立った被害対策をもう少し一歩踏み込んでやらなかったのかというのは非常に問題があるということを指摘させていただきます。

それからリフォーム資金について若干お伺いしますが、リフォーム資金を瓦の補修に使う場合に私は瓦に雪止めを付けるということで対応できると伺ったんですが、実際申請した段

階では、瓦の補修を瓦ではリフォーム資金対応できなくて、トタンにするなら対応できますと言われてトタンにするというふうに決めたという話を伺ったんですが、その二つの違いはなんですか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 二つの違いと申しますか、リフォーム支援事業におきましては雪止め、落雪の関係で雪止めをつける場合、こういった場合につきましては支援の対象になるということです。また、さらに全体をまずやるという形におきましては、軽量化、これも補助事業の対象になるということです。この二つをご説明申し上げ、直す方がどちらを選ばれるかということになるかと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 結果的には瓦で修理しようとしても瓦屋は来ない。瓦もないという状況なので、トタンにするというふうに聞いておりましたけれども、そんな別の大きい状況がありまして修理としてはそういうふうに対応していると思います。ただ、若干被災者の意見としては町としては対応が不十分だという不満の声も聞いておりますので、その辺は先程も言いましたけれども、もう少し町民サイドに寄り添った対応が必要ではなかったかということをおし上げたいと思います。

それからもう一つ、町単独で対応する方法はということをお伺った点に関しては利子補給の制度があるので、町長は先程それを対応しますとお答えになりましたけれども、これはどの資金なんですか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 先程の町長の答弁に関するご質問だと思いますが、先程申し上げていたのは過去に単独で利子補給をした事例もございます。防風被害でございましたけれども。それとは別に、そういった例もありますけれども、基本的には既存の補助制度を活用していきたいといった答弁だったかと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） ということはリフォーム資金で対応すると、それで全体の工事費に関しての借りに関する利子補給はないという解釈でよろしいですね。鶴岡市を持ち出すとまたあれなんです、無利子の融資制度があります。融資額 200 万円以内、もちろん利息ゼロですね、10 年間返済という。昨年度水稲の災害といいますか減収に関して借りに関する利子補給制度を作られましたね、確か。ですから、そういう意味では今回の震災についても屋根を直す、それから実査上リフォーム資金ですと母屋しか該当しませんので、稲倉とかそちらの方面の修理に関しては単独で対応せざるを得ないということになりますので、その場合も含めた利子補給制度があれば非常に助かると思うんですけれども、その辺今後創設する、今からでも間に合いますので、まだ補修していませんので、実際上は。作られる意思はないかお伺いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 制度の創設という部分でございますので、これにつきまして

ては状況を確認しなければならないと思いますが、現時点においてはその制度を行うところではございません。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 大きい被害、それこそ今回の震度に関してはたぶん5弱だと思いましたが、それで役場等も第二次配備ということで行われたと思いますが、大きい災害になれば国とかの制度的な支援があるわけですが、たぶんこの段階ですとそういう支援がないということで、結果的には町単独の支援をしなければいけないというふうに思います。その場合にいろんなリフォーム資金等の関係もあります、やはり借り入れをして修理する場合の利子というのは大きい要素になりますので、私はこの際小規模災害に対応した低利といたしますか無利子の資金を創設するべきではないかと思いますが、その辺は町長か副町長いかがですか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 自然災害発生時においては災害復旧ということが非常に大きな行政の対応ということになるわけでありまして、今回の建物につきましては、私もその事情等においては全国的な傾向の中においてよく言われるわけでありまして、町内の個人の住家、建物につきましてはやはり農業者が多いということで、農業共済組合あるいはJA共済というようなところで加入をされているといった物件が非常に多いわけでありまして、そういった部分においては災害時における共済のいろいろな評価というものもあって、その実際の制度上での救済という部分と行政がその災害時における災害支援というものがどうあるべきかというようなことで対応をしてきているわけでありまして、そういった意味においては、鶴岡市と比較すると、この部分が足りないかという部分はあるかもしれませんが、決してそのような状況ではなく、全国的にこの国の激甚災害指定を受けられない自治体の対応というものはそれぞれの判断でやっているというようなことでもありますので、今後そのようなケースにおける災害支援というものがどうあるべきかということはやはり検討をしていかなければならないと、このように認識をいたしているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それでは老人クラブの組織の意義と増加策ということについてお伺いしますが、原因等その辺のところは割愛させていただきまして、時間がございませんので、私が申し上げたのは老人クラブ組織を地域包括ケアシステム、集落でみんなで介護を含めて高齢者の健康を守っていくという、そして介護保険をなるべく軽減するといいたまいますか、そういう制度の一要因として位置付けたらどうかという話でありまして、今の説明の中でそれはもう位置付けしてありますよという話なんです、位置付けはしてありますが、実際は老人クラブがなくなっているわけですので、そこをどうするかというところをお伺いしているわけなんですよね。

その話については、その対策については、具体的に言いますと、地域支え合い体制事業というのがありまして、ところが今はもうないんですよね。たぶん厚生労働省で作った制度で、制度が変わってしまっていると思いますが、この制度を活用しまして遊佐町が老人クラブを

増やしてきた経過がありまして、現在でも7割くらいの組織率になりますかね。これが要するに公民館を介護とか老人のお互いに交流する場所として、拠点として整備していくと。そのために例えばエアコンを付けるとか清掃、公民館を直すというふうなことで補助金を出すという制度でありまして、確か上限100万円だと思いましたがけれども、その条件として老人クラブ組織があることという条件を付けたんですね。そうすると集落が中心となって、たぶん町内会だと思いますが、老人クラブ組織を作って補助金を受けてそこを交流の起点にしてきたというそういう効果があったといえますか、そういう実績があるわけです。その制度をすぐ取り入れることはできませんが、ただ遊佐町に関して言えば、国の方の制度はなくなったけれども、町として単独で継続するというふうな話がありまして、これはやればやれるという感じがします。

要するに何ていいましょうかインセンティブといいましょうか、組織をすることによって何か有利に働くと、組織した方が地域全体がより良くなるという、補助金も受けられるという仕組みを作るのが必要ではないかと。これは単なる老人クラブ組織のためではなくて、これからの介護を含めたそしてその老人クラブ組織が出来上がったことによって、老人クラブが地域に貢献する仕事もできるわけですし、いろんな防災上の仕事も役割も担えるということで、いろんな今以上にいいましょうか、将来的に必要な仕組みとして機能すると思います。その場合には何もしないでただ組織がまた一つなくなったという話ではなくて、組織をすることによって例えば拠点である公民館や公民館でなくとも、空き家の整備とか、そういうことに対して予算を付けるというふうに、その条件として老人クラブ、老人クラブと言ってしまうと連合会となりますけれども、そうではなくて老人組織を作るのが条件だというふうにまずは最初にするということで、それで制度的な何といいましょうか、支援を作っていくというふうなことをしたらどうかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 老人クラブのこれからの存続というか、老人クラブをこれからも維持し、さらには増員増加させていきたいという願いは町の方でも持っているところでございます。その中でなかなかその会員の増加、またはそのクラブの方が減少しているという状況中で、地域支え合い体制づくり事業というもともと国の方が基金を作って、その基金を元にして補助金を出してきたという制度のように聞いておりますけれども、それにつきましては老人クラブが結成されることがまずは条件というふうな形でこの事業を遊佐町の方では進めているというふうに聞いております。確かにその効果といたしまして、そういったインセンティブな関係からかもしれませんが、実際に老人クラブの数が増えたという状況も聞いております。ただ老人クラブ本来の会の活性化というものにこの施設に補助金を出すことによって、老人クラブそのものが活性化されるのかどうかという部分につきましてははささか疑問な点もありますので今後一つ課題といたしまして、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小林茂吉議員） 以上で6番 芳賀修一議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 8時16分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 （午後 8時30分）

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 安全・安心の町づくりに
ついて | <p>1. 先月、通学時に通学路での事故があったが、この箇所は昨年事故が起きた場所である。
通学路をはじめ一般道で今まで気がつかない危険箇所を再点検すべきと思うがその考えは。</p> <p>2. 通学路で事故等が起きた場合の、学校等との情報の共有や、事故後の子どもへのケアは。</p> <p>3. 防火水槽には水面に網等で対応している箇所もあるが、安全対策としてコンクリート等で蓋をすべきと思うがその考えは。</p> <p>4. 一人暮らしをしている高齢者の様子がおかしいと思った時に安否確認ができる「鍵預かり」事業への取り組みの考えは。</p> <p>5. 親による子どもへの虐待が認められた時の対応は。</p> |
| 2. 学校教育について | <p>1. アメリカウオーレン郡中学生徒歓迎パーティーで、改めて英語の必要性を感じたが、小・中学校等での英語教育の方針は。</p> <p>2. 先生の働き方改革による学校現場への影響をどう捉えて、その対応は。</p> |

令和元年第5回三川町議会定例会において、通告に従い質問をいたします。

初めに、安全・安心の町づくりについてであります。

7月、通学時に通学路での事故があったがこの箇所は昨年事故が起きた場所であります。通学路をはじめ一般道で今まで気がつかない危険箇所を再点検すべきと思うがその考えは。

通学路で事故等が起きた場合の、学校等との情報の共有や、事故後の子どもへのケアは。

防火水槽には水面に網等で対応している箇所もあるが、安全対策としてコンクリート等で蓋をすべきと思うがその考えは。

一人暮らしをしている高齢者の様子がおかしいと思った時に安否確認ができる「鍵預かり」事業への取り組みの考えは。

親による子どもへの虐待が認められた時の対応は。

次に、学校教育についてです。

アメリカウォーレン郡中学生徒歓迎パーティーで、改めて英語の必要性を感じたが、小・中学校等での英語教育の方針は。

先生の働き方改革による学校現場への影響をどう捉えて、その対応は。等を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の1点目と2点目、及び質問事項2につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

初めに、質問事項1の3点目、防火水槽の安全対策に関するご質問であります。本町の住宅地における防火水槽の設置数は、町所有が101基で、うち46基がコンクリート蓋のない無蓋の防火水槽であり、町内会所有が14基で、うち10基が無蓋となっております。

防火水槽等の消防水利施設につきましては、消防法に定める基準にのっとり整備を進めてきたことにより、平成18年度には数的な基準を満たし、平成19年度以降は防火水槽の新設や改修は行っていないところであります。

ご質問にありました無蓋防火水槽の安全対策につきましては、転落防止のためにセーフティネット等を張る措置を施すとともに、地域担当の消防団において安全点検を実施しているところであり、今後とも転落防止等の安全対策には万全を期してまいりたいと考えております。

次に、4点目の一人暮らし高齢者の安否確認に関するご質問であります。一人暮らしの高齢者におきましては、身体機能の変化や突発的な事故などが誰も気づかない状況の中、発生する可能性が高いことから、日頃の安否確認や緊急時の対応方法について、あらかじめ準備しておくことが重要であると認識いたしております。

ご質問にありました「鍵預かり事業」につきましては、社会福祉協議会等において、一人暮らし高齢者の安否確認の手段として実施している事業であります。本町におきましては、同様の対応策として「緊急通報システム事業」を実施しており、自宅において事故等が起きた場合、緊急通報装置のボタンを押すだけで、委託する受信センターへ繋がる仕組みとなっております。さらに、日常的な対応としては、電話での定期的な安否確認も行っているところであります。

また、本町の社会福祉協議会においては、一人暮らし高齢者世帯や要支援者を対象に「緊急連絡先カード」を作成し、緊急時には、双方で連絡を取り合うことができるよう情報を共有しているところであります。また、地域の中においても、民生・児童委員をはじめ、地域の協力者による見守り活動も実施されていることから、本町においては、「鍵預かり事業」を新たに実施することは考えていないところであります。

次に、5点目の親による子どもへの虐待が認められた場合の対応に関するご質問であります。児童福祉法第25条においては、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、地方公共団体等の関係機関に通告しなければならないとしております。また、この通告を受

けた地方公共団体等においては、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な児童の保護等を行わなければならないとされております。

本町におきましては、健康福祉課が、児童虐待の対応窓口となっており、児童相談所、警察、さらに教育委員会や保育園・幼稚園・小・中学校等との連携と協力を図り、迅速かつ適切な対応に努めているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の安全・安心の町づくりについて、1点目の通学路等の危険箇所の再点検に関するご質問であります。通学路における危険箇所につきましては、毎年、各学校に安全点検を依頼するとともに、特に危険と思われる箇所については、関係機関等と現地において合同点検を行い、その改善策について検討しているところであります。

2点目の通学路での事故等に関するご質問であります。児童・生徒が関わる事故等が発生した場合は、山形県庄内教育事務所が定めております事故報告マニュアルに基づき、速やかに学校から町教育委員会、町教育委員会から庄内教育事務所に連絡することになっており、このことにより3者間での情報共有が図られているところであります。

また、事故後の子どもへのケアにつきましては、該当児童・生徒の様子を見ながら学校において必要な対応を行うとともに、全校児童・生徒に対しましても安全指導を行っているところであります。

次に、質問事項2の学校教育について、1点目の英語教育に関するご質問であります。文部科学省が定める英語教育の目標につきまして、まず小学校段階におきましては、音を柔軟に受けとめやすい年代であることから、音声を中心とした英語のコミュニケーション活動や、英語指導助手、いわゆるALTを中心とした外国人との交流を通して、音声や会話に慣れることを目標とするとしております。また、英語を使った活動を通じて、外国人との積極的なコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することも目標としております。

一方、中学校段階においては、小学校段階での英語活動を通じて英語を聞くこと、話すことについて一定の素地があることを踏まえて、読むこと、書くことを含めて4技能を調和のとれた形で充実させることを目標としております。

こうした状況のもと、本町におきましては、外国語活動推進事業としてALTの配置のほか、平成15年から英語指導員を配置しながら、学習指導要領に沿うよう英語活動環境の充実を図ってきており、今後も引き続き、事業を継続していく必要があるものと考えております。

2点目の、教師の働き方改革による学校現場への影響に関するご質問であります。文部科学省から出されている働き方改革に関する通知等に基づき、本町におきましても、長時間勤務の改善に向けたマネジメントや、労働環境改善のための長期休暇中の学校閉庁の実施、さらには、慣例化している業務、及び学校行事等についても、学校・家庭・地域との役割分担による見直しを検討しているところであります。また、中学校においては、本年度から部

活動指導員を配置して顧問教師の負担軽減を図りつつ、児童・生徒の教育に必要な活動時間を確保しながら、教師が子どもたちに効果的な教育活動が行えるような改善にも努めているところであります。

しかしながら、教師の働き方改革は始まったばかりであり、文部科学省においても今後、必要に応じて、教職員定数の改善や教育課程・教員免許などの教育制度の見直しも考えているようでありますので、町といたしましても、そうした動向を見ながら適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 安全・安心の町づくりの最初1と2、関連しますので再質問いたします。私が言ったとおり、今年7月に起きた事故も昨年中学生が横断中車の下敷きになって引きずられた事故と、同じ場所であります。今回の事故は登校班が小学校へ向かっているところへもう一つの集落の子がその登校班に合流しようとして横断歩道に立っていたら車が止まってくれたと。ところが、その車に後ろの車が追突してその車が通学路の横断歩道に押されたということであります。その事故によってこの登校班の児童はみんな散ってしまったと。逃げて。そしてこの合流しようとした1人の児童の母親が横断歩道に一緒に立っていたわけですが、その事故を見てショックを受けて、あと自分は運転できないということでこの日会社を休みました。この事故をこの児童は見ていたわけであります。もう少し時差があれば、滋賀県の大津市以上の事故になったわけであります。それは学校側も町側も情報として持っていなくて夏休み前の地域懇談会において、父兄から指摘されて学校側が初めて覚えたということであります。私も暗に行政側にこういうことがあったと伝えたつもりだったんですが、何ら情報が共有されていなかったと。ですので、その子どもたちのケアが必要であるべきです。そしてこういう大きい事故、人身事故はなかったから報告がないということではなく、やはりそういう心のショックも受けているわけですので、そういう対応策を取らなければならないと思います。

その点ともう一つ、危険箇所でありますが、この事故の時、事故があつて幸いという言葉はありませんが、横断歩道で止まった車は丈夫な外車だということで国産車が追突しても少し凹んだだけということでしたが、でも押し出された。それ以降の車も止まったわけですが、その後ろの車も「よく見えなかった」。なぜかという原因、私が危険箇所を再点検すべきと言ったのはそこです。普通東から西に車を運転する場合は太陽は逆ですので、太陽は眩しくないわけですがけれども、この箇所、後ろの運転者も皆証言しておりますが、ある建物に反射して太陽と同じで前が見えない現象になったというドライバーの証言もあります。敢えてその建物は言いませんけれども、やはりそういう危険箇所が、今まで予測できない危険箇所があるのではないかと実際事故があつておりますので、先程言ったとおり一歩間違えば大事故であつたわけですので、その方の情報交換とそういう再点検の考えを再度伺います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ただいま議員が質問されました事故における児童への心のケア

の対応というようなことでありました。確かに今言われました事故の状況につきまして、教育委員会には事故後時間が経ってからの報告ということになっておりました。そういったこともあり、事故を目撃した児童への心のケアの部分について学校の方でもどのような対応をしていたのか、詳しく情報は入っていない状況であります。しかしながら、本来であればそういった児童または生徒がこの事故を見たことによって、授業ができないような精神状態ということが見受けられるのであれば、学校の方で保健室に連れて行き、子どもの精神を穏やかにするような対応がとられるものというふうには認識しております。今回のこの事故をもとに、連絡体制については改めて、直接的な児童生徒への事故でなくても連絡を取るような体制をとっていききたいというふうには考えております。

また、今回の事故が起きた箇所、2年続けて事故が起きていると。そしてその原因として今議員が言ったように太陽が反射して見えづらいというような状況のようでありました。この状況につきましては、現場については一応県道ということになっております。この県道の管理者がどこまで把握しているのか分からないところではありますが、町としましては毎年学校において通学路等の点検をしているところであり、この点検におきましては各町内会の育成会などからも協力していただきながら、その危険箇所の洗い出しをしている状況であります。今回のこの場所について、太陽光による見えづらい状況というのはどこからも報告されていなかったことであり、今回明らかになったものでありますので、この点につきましては、改めて現場を確認したいというふうには考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 太陽の反射したのは太陽光ではありませんので、誤解のないように。太陽が当たって反射する建物です。今太陽光と解釈したようですけれども、それではありませんので誤解のないように。

それでこの事故自体は地域懇談会において親から言われて小学校から来た先生が初めて知って、学校に報告したと。学校側もそれで初めて知ったということでした。やはりこの辺の情報の共有、連絡体制が整っていないなと思ったわけであり、本当に先程言ったとおり登校班12、13人います。それに1名加わるということで、滋賀県の大津市より大変な事故になっていた。一方、実際この押された車の脇で子どもたちは驚いて皆散ってしまったという状況でありますので、そういう事故にならないような環境、あるいはそういうことで子どもがショックを受けた、親でさえショックを受けて会社にも行けない状況だったので、そういうことを情報を把握して速やかに子どもの心のケア等をやるべき、これからもこういうこと、あってはならないことですが、そういう対応策を日頃からとっておくべきと思われまますので、その対応策をしてほしいと思っております。

続きまして、防火槽ですけれども今説明あったとおりコンクリート等で蓋をしているところが多くはなっておりますが、前は網のところは金属製のものが劣化してそこから破れて危険ということもありました。逆に今あの網が1カ所、2カ所破れて子ども等が落ちた場合、逆に言うと助けようがないんです、網が邪魔して。ということもありますので、そのためにもやはり安全な、町の財産にも入っている防火槽も多いですのでコンクリート等で蓋をし、

町内会所有等であれば助成事業で蓋の設置を進めるということも必要ではないかと思いますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 防火水槽へのコンクリート蓋の設置という話でございましたけれども、基本的に今現在ある無蓋の防火水槽につきまして、それをコンクリート蓋等載せようとした場合、受ける側の方の本体に耐える力がございませんので、基本的には下から全部直すしかないのかなと考えます。そうしたときにはやはり平成18年度当初でも400、500万円1基にかかっておりましたので、財政的負担が非常に大きいこともございます。将来、受ける側となっている水槽そのものが、例えば水漏れが激しいとか、そういったときには改修をし、有蓋の防火水槽に変える必要が生じてこようかと思われませんが、現時点ではなかなかそれをすぐに有蓋の防火水槽に変える、あるいはコンクリート蓋を載せるというのは難しいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 各町内会には消防団があるわけですし、消防団の協力を一層密にして、網の劣化状態がないか等調べておかねば大変なことになりますので、その辺は十分予防対策が必要だと思います。

あと、一人暮らしの高齢者、様子がおかしいということで、確か三川町は三川郵便局とも協定を結んでいると私は記憶しております。新聞が何日分も溜まっているとかいうような、郵便物が溜まっているというようなこと、だんだんこの地域においても住民の繋がり希薄化が進んでなかなか状況が分からないということが増えてきております。その郵便局員も協力はしてきているわけですが、今は日曜日は配達しません、今度土曜日にも配達しないという方向性が示されました。そうすると2日間確認できない状態があるということです。私「鍵預かり事業」入れましたけれども、最近では、3軒鍵を開けてやったということで、1人は浴槽に倒れていたと、それが見つかって助かったという例もありました。やはり本当はこういうのはプライバシーもあろうかと思われませんが、だんだん世の中の変化を見ればこういうこと、郵便局員も2日連続で家に来ないと、見回りができないという状況もありますので、今はまだ三川町は頑張っていて、いろんな委員の人たちとかが頑張っていておりますけれども、だんだんその辺が、例えば前は集落に小売店等があって、そこをお茶飲み場とか会話の場として、あの人が顔を見せないとか情報交換ができましたけれども、そういうことも少なくなってきておりますので、今後そういう事業への考えも必要と思われしますので、時間もありませんので提言として受けとめてほしいと思います。

そして、最近のニュースでもありますけれども、私は3月議会でも質問しましたけれども、親による子どもへの虐待。これがなかなか本人あるいは子どもに異常が見られなければ分からないという状況、これ、議事録が残りますのでここではできませんけれども、あるのではないかと思います。そういうことを確認できているのか、もしできたらすぐにその家庭への対応、例えば片親の場合等もありますのでそういう対応をどう行っているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 虐待ということがどのように発見されるかというふうなことでございますが、学校等々で子どもがもし顔等にあざであるとか、今年の場合はプールに行く際に体の方にあざがあったというふうな事例もあったりして、そういうふうなものが発見された際にはすぐに学校の方から教育委員会等に連絡が入り、町の健康福祉課の方が主体となって対応しているという状況でございます。そういった子どもの状態を常に把握するように学校の方でも努めているというふうには思いますが、そういう外傷的な部分で、顔とかですと分かりやすいところがありますが、なかなか体の部分であると分からないこともあったりします。子ども同士の中で学校の先生に通報があたりするケースもございます。そういった子どもの異常を感じた際にはすぐに学校の方でも対処し、教育委員会等に連絡が入るような形で現在の方は対応しているという状況でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして、学校教育関係でありますけれども、働き方改革で先生の志望者の減少が続いているという、この間大手マスコミ新聞にも出ました。なぜかという長時間労働が影響しているのではないかということでありました。やはりこの働き方改革で支援を増やすなどして対応するべきと思われます。そして、部活の支援員も県で支援する人数は限られております。やはり庄内の町でも町単独の予算で支援員を雇っているところ、そして三川町の場合は英語の指導員も先駆けてやっているわけですが、この指導員等も英語の指導員等は英語が堪能なため、いろんな職場からの誘いもあって、今の事業等が継続できるのか心配であります。これらの環境を整備する考えはないのか伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 働き方改革の対応として学校の支援員等の配置、対応できないかというようなご質問かと思えます。三川町におきまして、各学校に支援員という職員は学校教育支援員をはじめ特別支援教育支援員等あります。また今質問がありました英語につきましても、三川町独自で英語指導員を配置しているわけでありまして。こういった方々につきましても、現在は非常勤職員という対応になっているわけでありまして。この非常勤職員につきましても資格があるもの、ないものがありまして、それらそういった必要とする支援員の資格要件等を考慮しながら現在、賃金等の価格を決定しているところでありまして、今後そういった募集、町が募集してもなかなか集まらないような状況であればそういった給与等の処遇の改善についても検討しなければならないものと認識しております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって、散会します。

（午後 9時01分）

令和元年第5回三川町議会定例会会議録

1. 令和元年9月5日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	菅原明大 書記	鈴木拓也 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

- 第 3 日 9月5日(木) 午前9時30分開議
- | | | |
|-------|-------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議第54号 | 平成30年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 議第55号 | 平成30年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議第56号 | 平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議第57号 | 平成30年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議第58号 | 平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議第59号 | 平成30年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
- 散 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、議第54号「平成30年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第2、議第55号「平成30年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第3、議第56号「平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第4、議第57号「平成30年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第5、議第58号「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第6、議第59号「平成30年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第54号「平成30年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、議第55号「平成30年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第56号「平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第57号「平成30年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第58号「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第59号「平成30年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成30年度の三川町一般会計並びに各特別会計の決算につきましては、会計管理者より去る6月28日付けで地方自治法第233条第1項の規定により決算の提出がありましたので、7月8日に同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、併せて、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、該当の基金運用調書について、さらに、地方公共団体の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、財政健全化判断比率について付託をいたしたところであります。

審査の結果につきましては、8月20日付けをもちまして、監査委員から意見を付して報告がございましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を賜りたく提案いたしますのであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます財政健全化判断比率については、4指標のうち実質公債費比率は11.5、将来負担比率は89.5で、いずれも早期健全化基準を下回っており、また、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字額がないことをご報告申し上げます。

各会計決算の概要につきまして、会計管理者よりご説明申し上げますが、細部につきましては、審議の過程におきまして、それぞれ所管課長等からご説明申し上げますので、よろし

くご審議下さいまして認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 会計管理者より概要説明を求めます。五十嵐会計管理者。

○説明員（五十嵐礼子会計管理者） 私から平成30年度三川町一般会計ほか各特別会計決算の概要をご説明申し上げます。

説明資料といたしまして、7ページに編綴しました「平成30年度三川町各会計決算の概要」と、各会計の決算状況を1枚にまとめました「平成30年度三川町各会計決算概要一覧」の二つの資料を配布いたしておりますが、主に「各会計決算の概要」を用いましてご説明申し上げます。

まず初めに、『一般会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額4億9,453万6,717円、歳出総額4億5,202万5,148円、歳入歳出差引額は、2億1,251万1,569円であります。

翌年度に繰越すべき財源は繰越明許費分として30万5,000円であります。この繰越明許費繰越額を差し引きました実質収支額は2億1,220万6,569円であり、令和元年度への繰越額となります。

また、前年度実質収支額が1億8,108万1,911円でありましたので、平成30年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は3,112万4,658円の黒字となりますが、これに財政調整基金積立金7,003万円と繰上償還額4,000万円を加え、財政調整基金のとりくずし額8,014万8,000円を差し引きました実質単年度収支額は6,100万6,658円の黒字決算となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額の4億8,402万7,000円は、当初予算額4億5,895万6,000円と補正予算総額2億5,349万6,000円に前年度からの繰越明許費1,097万1,000円を加えた合計額であります。

収入済額は4億7,943万6,717円であり、予算現額に対する執行率は98.8%であります。なお、前年度は100.3%でありました。また、調定額に対する収入率は99.7%であります。なお、前年度は99.6%でありました。

不納欠損額は101万901円、収入未済額は1,130万6,415円で、前年度と比較し521万6,299円減少いたしましたところであります。

その内訳といたしましては、町民税412万6,854円、固定資産税685万5,461円、軽自動車税32万4,100円であります。

次に、予算現額より100万円以上収入増となった款と金額を申し上げます。

1款町税2,141万7,212円、6款地方消費税交付金1,069万7,000円、7款自動車取得税交付金359万4,000円、9款地方交付税881万3,000円、12款使用料及び手数料111万3,800円、16款寄附金1,296万9,996円、19款諸収入884万8,364円であります。

次に、予算現額より100万円以上収入減となった款と金額を申し上げます。

2款地方譲与税280万2,000円、11款分担金及び負担金138万7,205円、13款国庫支出金2,668万8,515円、14款県支出金696万9,972円、17款繰入金526万821円、20款町債8,280万円となっております。

なお、これらのうち13款国庫支出金及び20款町債の収入減の主な要因につきましては、平成30年度の繰越明許の小・中学校施設等整備事業について令和元年度に繰り越したことによるものであります。

2ページをご覧ください。

3. 歳出の概要について申し上げます。

予算現額48億5,402万7,000円、支出済額45億8,202万5,148円、翌年度への繰越額が1億180万2,000円で、これを差し引きました不用額は1億719万9,852円であります。

予算現額と支出済額との比較は2億7,200万1,852円で執行率は94.4%であります。なお、前年度は96.2%でありました。

次に、不用額が100万円以上となった款と金額を申し上げます。

1款議会費153万8,526円、2款総務費1,478万4,155円、3款民生費3,612万9,834円、4款衛生費410万9,713円、6款農林水産業費753万8,669円、7款商工費6,471万3,331円、8款土木費2,125万2,547円、9款消防費274万6,555円、10款教育費1億1,204万1,349円、12款公債費271万3,151円、13款予備費440万7,046円であります。

費目の流用は73件の731万6,896円、予備費の充用は6件の559万2,954円であり、全く支出のなかった節は39件の204万7,060円となっております。

以上が、一般会計の決算概要であります。

次に、3ページをご覧ください。

『国民健康保険特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額6億9,294万162円、歳出総額6億7,892万2,690円、歳入歳出差引額1,401万7,472円、翌年度に繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となり令和元年度への繰越額となります。

なお、前年度実質収支額が3,599万686円でありましたので、平成30年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は2,197万3,214円の赤字となりました。これに国保事業基金に係る積立金1,915万1,000円を減算した後の実質単年度収支額は282万2,214円の赤字決算となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額6億8,770万6,000円に対しまして、収入済額が6億9,294万162円、執行率は100.8%であります。なお、前年度は101.0%でありました。また、調定額に対する収入率は98.0%であります。なお、前年度は97.9%でありました。

不納欠損額は142万8,866円、収入未済額は1,257万6,425円で、いずれも国民健康保険税であります。

予算現額より100万円以上収入増となった款と金額につきましては、1款国民健康保険税1,083万541円あります。予算現額より100万円以上収入減となった款と金額につきましては、3款県支出金464万9,644円あります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額6億8,770万6,000円に対しまして、支出済額6億7,892万2,690円で、翌年度への繰越額はなく、不用額は878万3,310円となり、

執行率は98.7%であります。なお、前年度は96.6%でありました。

不用額が100万円以上となった款と金額につきましては、2款保険給付費539万549円、5款保健事業費237万52円であります。

費目の流用は3件の30万7,536円で、予備費の充用はなく、全く支出のなかった節は15件の56万円であります。

以上が、国民健康保険特別会計の決算概要であります。

次に、4ページをご覧ください。

『後期高齢者医療特別会計』について申し上げます。

なお、この特別会計以降、2.歳入の概要にあります予算現額より収入増及び収入減となった款、並びに3.歳出の概要にあります不用額の多額となった款の内訳につきましては、時間の関係もごございますので、説明を省略させていただきます。

それでは、1.決算の総括であります。歳入総額8,415万8,371円、歳出総額8,167万3,871円、歳入歳出差引額及び実質収支額は248万4,500円で、令和元年度への繰越額となります。

なお、前年度実質収支額が174万3,300円でありましたので、平成30年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は74万1,200円の黒字となったところであります。

次に、2.歳入の概要であります。予算現額8,482万2,000円に対しまして収入済額は8,415万8,371円、執行率は99.2%であります。なお、前年度は100.1%でありました。また、収入率は前年度と同率の100.0%であります。不納欠損額は0円で、収入未済額はマイナス600円であります。

次に、3.歳出の概要であります。予算現額8,482万2,000円に対しまして、支出済額8,167万3,871円、翌年度繰越額はなく、不用額は314万8,129円となり、執行率は96.3%であります。なお、前年度は98.0%でありました。

費目の流用及び予備費の充用はなく、全く支出のなかった節は3件の6万2,000円あります。

以上が、後期高齢者医療特別会計の決算概要であります。

次に、5ページをご覧ください。

『介護保険特別会計』について申し上げます。

1.決算の総括であります。歳入総額8億3,474万2円、歳出総額8億2,187万6,053円、歳入歳出差引額及び実質収支額は1,286万3,949円で、令和元年度への繰越額となります。

なお、前年度の実質収支額が938万4,881円でありましたので、平成30年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は347万9,068円の黒字となりましたが、この単年度収支額に、介護給付費準備基金への積立金358万5,081円と同基金のとりくずし額97万5,000円を加算・減算した後の実質単年度収支額は608万9,149円の黒字決算となったところあります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額8億7,557万3,000円に對しまして、収入済額8億3,474万2円、執行率は95.3%であります。なお、前年度は86.4%でありました。また、収入率は前年度と同率の99.7%であります。

不納欠損額は108万7,600円、収入未済額は169万6,156円で、いずれも介護保険料であります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額8億7,557万3,000円に對しまして、支出済額8億2,187万6,053円で、翌年度への繰越額はなく、不用額は5,369万6,947円となり、執行率は93.9%であります。なお、前年度は85.4%でありました。

費目の流用は5件の587万3,263円、予備費の充用はなく、全く支出のなかつた節は5件の11万5,960円であります。

以上が、介護保険特別会計の決算概要であります。

次に、6ページをご覧ください。

『農業集落排水事業特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額1億6,238万6,767円、歳出総額1億6,197万1,767円、歳入歳出差引額は41万5,000円であり、同額が、翌年度に繰越すべき財源となりますことから、実質収支額は0円となります。また、前年度実質収支額、単年度収支額及び繰上償還額も0円であります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額1億6,962万8,000円に對しまして、収入済額が1億6,238万6,767円となり、執行率は95.7%であります。なお、前年度は98.1%でありました。また、収入率は99.8%であります。なお、前年度は99.7%でありました。

不納欠損額は1万2,171円、収入未済額は37万9,615円で、いずれも使用料であります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額1億6,962万8,000円に對しまして支出済額が1億6,197万1,767円となり、翌年度への繰越額は641万5,000円で、これを差引きました不用額は124万1,233円であります。予算現額と支出済額との比較は765万6,233円で、執行率は95.5%であります。なお、前年度は98.1%でありました。

費目の流用は2件の4万390円、予備費の充用及び全く支出のなかつた節はありませんでした。

以上が、農業集落排水事業特別会計の決算概要であります。

7ページをご覧ください。

最後に、『下水道事業特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額並びに歳出総額はともに3億3,399万9,535円あります。したがって、歳入歳出差引額は0円。また、翌年度に繰越すべき財源はなく、実質収支額、前年度実質収支額、単年度収支額及び繰上償還額も0円あります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額3億3,544万2,000円に對しまして収入済額3億3,399万9,535円となり、執行率は99.6%であります。なお、前年度は99.1%でありました。また、収入率は前年度と同率の99.9%であります。

不納欠損額は0円、収入未済額は「使用料」の31万543円あります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額3億3,544万2,000円に對しまして支出済額3億3,399万9,535円となり、翌年度繰越額はなく、不用額は144万2,465円、執行率は99.6%であります。なお、前年度は99.1%でありました。

費目の流用は1件の4万7,366円、予備費の充用及び全く支出のなかつた節はありませんでした。

以上が、下水道事業特別会計の決算概要であります。

以上で、平成30年度三川町一般会計ほか各特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

○議長（小林茂吉議員） ここで、過年度における「財政健全化判断比率」の一部に関して、町長より報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 昨年度、及び一昨年度において、決算審査に付した健全化判断比率の一部に誤りがありましたので、お詫びし、訂正の報告をいたします。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づき、毎年度、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し公表しているところであります。

今回訂正いたしますのは、平成28年度、及び平成29年度決算に基づいて算定した健全化判断比率のうち、将来負担比率についてであります。

具体的には、平成28年度決算に基づく将来負担比率について、「119.1」としていたものを「116.4」、平成29年度決算に基づく将来負担比率については、「117.2」としていたものを「110.4」に訂正するものであります。これは公債費への充当可能財源等として計上可能な基準財政需要額算入見込額を少なく見積もってしまったことが原因であり、改めてお詫び申し上げます。

なお、訂正後の将来負担比率につきましては、町の広報等でも公表してまいりますことを申し添えまして、報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） 次に、監査委員より各会計決算について、審査結果の報告を求めます。和田監査委員。

○説明員（和田 勉監査委員） 平成30年度各会計決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和元年7月8日に付託されました平成30年度三川町各会計歳入歳出決算並びに定額資金運用基金及び財政健全化判断比率を、三川町監査委員条例並びに監査基準をもとに審査いたしましたので、その審査結果について「審査意見書」によりご報告を申し上げます。

初めに、各会計の決算に係る審査意見を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

1 に掲げております審査対象の決算について、2 の日程により審査いたしました。

次に、2 ページをご覧ください。審査の手續については、町長から提出された各決算書類を関係諸帳簿及び証書類と照合し、収支命令に符合しているか、計数及び収支が正確かつ適

法であるか、また、予算の目的に沿って事務事業が効果的・経済的に執行されているかなどに主眼を置き、試査の方法により審査いたしました。

その結果、各会計の歳入歳出決算は計数に誤りがなく、内容についても不正・不当なものなかったため、適正であると認められるものであります。

次に、審査所見を申し上げます。

27ページをお開きください。

なお、本来であれば定期監査において取り扱いする内容であります。決算書を形成するための背景となっている事務事業の執行状況について検討をいただく見地から、決算審査において申し述べております。

我々監査委員は、各会計の決算審査の内容に加え、例月現金出納検査や定例監査における指摘事項の改善に向けた取り組み内容を確認するとともに、事業運営が適正かつ効果的に執行されているかなどについて審査いたしました。その結果、今後の事務事業執行に向けて検討を要すると思われる事項について、3点申し述べます。

1点目は「小学校感性情操教育推進事業について」であります。

予算の執行率が53.8%にとどまり、27万7,000円の不用額が生じていました。この事業は町費のほか、保護者から徴収する負担金によって実施されていることから、内容の充実を図るとともに、負担金の徴収については、実施する事業の内容や実績を踏まえたものとなるよう検討をお願いするものであります。

2点目は「保育園・幼稚園の特別保育事業について」であります。

保育園・幼稚園における特別保育事業の「体調不良児対応」の利用人数が、前年度に比べ大幅に減少している状況が認められました。これは園児の体調不良に対応できる職員を年間を通して配置できなかったことによるものであることから、職員の確保については、業務内容を整理して取り組むなど、万全な対応をお願いするものであります。

最後に、3点目は「ごみ減量化等促進対策事業について」であります。

三川町衛生組織連合会への交付金については、当該組織において前年度繰越金が年々増加していることなどを理由に、当初予算を下回る実績となっていました。県内の衛生組織については、所期の目的を達成したことなどを理由に、解散した例も多くなってきており、事業内容の見直しも含め、組織の今後のあり方について検討をお願いするものであります。

以上が審査所見であります。

次に、定額資金運用基金に係る審査意見を申し上げます。

28ページの審査結果に述べましたとおり、「三川町育英奨学基金」については、経理に誤りなく計数は正確で、設置目的に従い運用されていると認められたところであります。

最後に、29ページの財政健全化に係る審査意見を申し上げます。

審査に付された財政健全化判断比率及びその算定の基礎資料は、いずれも適正に作成されており、先程当局より報告がありました平成28年度、29年度の将来負担比率も含めて、財政が法律で定められた基準の範囲内で健全に運営されているものと認められるものであります。

以上、決算審査の結果並びに所見を申し上げましたが、今後も引き続き財政の健全化と町民の福祉増進に向けて一層の努力を期待し、決算審査報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本案の提案に対する説明及び報告を終了します。

お諮りします。本案については、議長を除く9人で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定いたしました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいま設置されました「決算審査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、議長を除く9人の議員を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員を「決算審査特別委員会」の委員に選任することに決定いたしました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りいたします。ただいま「決算審査特別委員会」に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、9月6日まで審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は9月6日まで審査を終えるよう、期限をつけることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会とします。

（午前10時07分）

令和元年第5回三川町議会定例会会議録

1. 令和元年9月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	鈴木拓也 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 7 日 9月9日(月) 午前9時30分開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告
(決算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第 2 | 議第60号 三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議第61号 三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議第62号 三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議第63号 三川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議第64号 三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議第65号 三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議第66号 三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 9 | 議第67号 三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議第68号 三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議第69号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議第70号 三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第71号 三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第2期
(屋内体育施設) 請負契約の締結について |
| 日程第14 | 議第72号 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第15 | (別紙) 三川町議会議員の派遣について |

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告書

1. 開会の日時及び場所

令和元年9月5日午前10時7分から午後3時18分まで、9月6日午前9時30分から午後4時28分まで三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 9月5日 9名、 9月6日 8名

3. 欠席委員 9月5日 なし、 9月6日 1名

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会教育長、農業委員会会長

5. 審査事項

議第54号 平成30年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定の件

議第55号 平成30年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第56号 平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第57号 平成30年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第58号 平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第59号 平成30年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

6. 審査の経過

◎ 年長委員 芳賀修一委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に志田徳久委員が当選した。

つづいて、委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に芳賀修一委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員による全体会議により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

7. 審査の結果

付託された各会計決算は、認定を与えることが妥当であると決定した。

以上、特別委員会における審査の状況について報告いたします。

令和元年9月9日

三川町議会決算審査特別委員会
委員長 志田 徳久 ㊟

三川町議会議長 小林 茂吉 殿

○議長（小林茂吉議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので、質疑を終結します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決を行います。
各会計決算の認定の件は、6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、「可決すべきもの」として決定されております。

○議長（小林茂吉議員） 初めに、議第54号「平成30年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第54号「平成30年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第55号「平成30年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第55号「平成30年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第56号「平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第56号「平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第57号「平成30年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第57号「平成30年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第58号「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第58号「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第59号「平成30年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第59号「平成30年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第2、議第60号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第60号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから所要の改正をいたしたく提案するものであります。その主な改正内容といたしましては、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、女性活躍推進の観点から住民票や個人番号カード等への旧氏の記載が可能と

なることに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするための改正であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第60号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第60号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りいたします。日程第3から日程第6まで以上4件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

したがって日程第3から日程第6まで以上4件を一括議題とすることに決定しました。

日程第3、議第61号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第4、議第62号「三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第5、議第63号「三川町下水道条例の一部を改正する条例の制定」の件、及び日程第6、議第64号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第61号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」、議第62号「三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定」、議第63号「三川町下水道条例の一部を改正する条例の制定」並びに議第64号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」について提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、関係する四つの条例について所要の改正をいたしたく提案するものであります。

初めに、議第61号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、本年10月以降、国の消費税率の改正に伴い、本施設の運営に必要な光熱水費や原材料費等の上昇が見込まれておりますが、そのような厳しい経営

環境の中にあっても指定管理者を通じ、今後とも質の高いサービスを維持し、提供してまいりたいと考えております。これらのことから今般の消費税率の改正に合わせ、内税方式となっている入浴施設及び田田の宿入浴施設の日帰り入浴料について、所要の見直しを行うとともに利用者への周知期間を設け、施行を令和2年1月1日からといたしたく提案するものであります。

次に、議第62号「三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定」、議第63号「三川町下水道条例の一部を改正する条例の制定」並びに議第64号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」、以上3件につきましては改正後の消費税率を適応すべく改正いたすものであり、施行を令和元年10月1日からといたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから採決します。

ただいま上程案件4件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

初めに、議第61号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第61号「三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、議第62号「三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第62号「三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、議第63号「三川町下水道条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第63号「三川町下水道条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第64号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第64号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第7、議第65号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第65号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町空き家等対策計画に定める空き家等の利活用の一層の推進を図る狙いの基に、空き家等の寄附の受け入れについても取り組んでまいりたく提案いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいましてご可決賜われますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。

○議長(小林茂吉議員) 9番 梅津 博議員。

○9番(梅津 博議員) 私から数点確認も含めて伺いたいと思います。まず今回寄附受け入れという改正案でございますが、この寄附によってもとの所有者の所有権、それが町に移りもとの所有者は権利と責任を失うという形になるのかと思いますが、その確認をまず1点お願いします。

それで、それに関連して前回8月21日の全員協議会において議員の質問に対する副町長の答弁だったんですが、質問の内容というのは「寄附を受けてからそれを利活用するまでの一定の期間、これがあるだろうと。その間の維持管理は町でやるのか」というような質問だったんですが、それに対して副町長の答弁は「管理は所有者がやります」という話でした。寄附を受けた後も権利を所有者が有しながら管理責任があるという内容なのか、それを確認したいと思います。

また、同じ8月21日、町長の発言としまして「空き家の対応については議会と町内会で差があるようだが、住環境を保全するためにどうするべきか、町としてその方向性を町民に示していかなければならないと判断した」というようなことで今回、改正案を提案するんだということでしたが、町内会の意向というものを町長はどのように捉えているのか、基本的な考え方なんですけれども、それを確認したいと思います。町内会は空き家の問題についてどういったスタンスなり考え方、どうしてほしいんだというような内容なのか、その辺どのように町内会の意向を捉えているのか伺いたいと。

それからその後の一般質問においては、代執行に関して質問がありまして、当局の答弁では代執行の回収率は10%だと、だから寄附の受け入れというのはそれより有利になるんだという答弁だったと理解していますが、寄附を受けた後に町が所有者として整備することになれば100%町の支出によって整備をするということになると思います。その町の支出をどのような形で回収するのか。例を挙げていたようですけども、実際に可能なかどうか、その辺どのような場合に回収できる、どのような場合を想定しているのか伺いたいと思います。

最後ですけども、寄附受入の要件にある利活用という部分、非常に曖昧な内容だと私は思っています。例えば町、町内会、民間の利活用というものを質疑の中で、審議の中で挙げておられましたけれども、まず1点、民間の利用というものは町が介入しなくてもそういった非常に優良な物件である限りは民間が自ら取得して整備をしていくあるいは活用していくんだろうと思います。そこに町が入る余地は私はないのではないかと考えております。例えば町が直接利活用する内容、これも非常に考えづらいと思います。具体的な計画というものがあるのかどうか、私はないように認識していますが、可能性として一番あるのは町が取得して町内会から利用してもらおうと、ポケットパークというような話もありましたように受けとめていますけれども、そういったポケットパーク、これが一番具体的にできそうなのかなと。しかしながら、そういった例を実際やった場合にうちうちもということで、申し込みが殺到するだろうと、あるいは実現しなければならぬ部分が非常に多くなるのかなと。現時点で60軒余りの特定空き家の候補地があるわけですけども、将来を見据えた場合にはこれがどんどん増えていくという状況だと思います。そうした場合は三川の町中ポケットパークだらけという状況も考えられるわけで、これは非常に現実的ではないのではないかと考えています。そういったことを考えると、どういった判断のもとに利活用というものが適用になるのか非常に曖昧なわけでありまして、主観的な部分が非常に入るのかなと思います。その辺どのように整理されているか伺いたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 梅津議員の質問の中で2点目の私の全員協議会での発言に関するご質問でありましたので、私の方から答弁させていただきたいと思います。

あのときの私の発言、記憶の中では芳賀議員からの質問でございました。寄附の申し込みがあった場合においても寄附の要件に該当しない場合は、寄附の受け入れを受けないのか、そして寄附の申し込みを受けない場合のその後の管理は誰がすることになるのか、そういうご質問であったと理解しております。ということで、そういう場合のその土地の空き家等の管理についてはその所有者の管理になる、そういうふうに申し上げたと記憶しておりますので、ご理解いただきたいと思います。町が寄附を受けた以降は町が管理しますが、それがかなわなかった場合においては、その後の管理は引き続き所有者の責任のもとにあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 初めに1点目の所有の問題ですが、寄附についても契約と

同じ行為になってくるものですから、受領した段階で契約が成立するということになるのかと思います。その後所有権の移転。ただ、法的な問題がございますのでその所有権移転、所有者が完全に移行するという段階になるのかと思います。また、所有につきましてはどうしても登記等の問題がございますので、そういった部分がすべて完了した後ということになるのかと思います。その後の維持管理についてでございますが、やはり町の所有財産となることから一定の維持管理はしていかなければならないものと考えてございます。

また、ご質問にございました利用に関してでございますが、先の議員全員協議会でもご説明しましたように一定のところで検討し、さらに協議会でその利活用について再度検証するというので、寄附を受け取る前に必ずどういった利用ができるのかということを一応審議するという形になってございます。

また、その利活用につきましては様々なことが考えられると思います。今現時点どういふものがあるかと申される部分でございますが、その都度利用状況によって時々によって変わってこようかと思っております。現在においての考えでございますが、基本的に集落内でどうしても不動産等の取り引きが不可能なような物件、これも多数あるかと思っております。不動産業者とのお話し合いの中でも小さな部分であればオーケーなんです、この三川町もしくは鶴岡市近郊の住宅街におきましては、かなり大きな面積があるということになります。そういった面積の大きなところについては必ずしも良好な流通に即するということにはならないというところもお伺いしておるところではございます。こういった部分も踏まえまして、町の所有となった暁には、今騒がれております人口問題、こういった部分において分譲地等の制作等も可能になるかと思われま。

また、一般質問の際にも申し上げましたが、国においてもいろんな事業の展開がしてございます。こういった事業の展開に乗せていくというのも一つの手法と考えているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の空き家等がいかにも有効に活用できるかというその一つに寄附の受け入れというようなことで、条例制定を行いたいというようなことで、提案をしていますが、梅津議員の今言われるような町内会でその空き家等に対する受けとめ方をどう考えているかということについては、これは実は町内会長会議で、いろいろな面で各町内会にある空き家の適正管理がなかなか行われていないというようなことで、例えば災害等が発生した場合における周辺住民への悪影響、そして日々の生活上においても有害鳥獣等がそこに生息するというようなことでの周辺住民の不安というようなことを何とか町が対応すべきではないかというようなことが町内会長会議でよく町内会長から発言があったところであります。この対策方法についてはやはり所有者に対してしっかりと町と町内会長の連名で適正な管理をお願いしたというような経過があるわけでありま。

しかしながら、そういうような中においても全国的にもどんどんこの空き家が増加をする中においては、とりわけ本町におけるこの空き家の状況と他の市町村における空き家の状況というのはかなりの違いがあるわけでありま。

発生することによって限界集落、さらには消滅集落というような表現されるほど今空き家に対しては行政がしっかりとしたその対応をしなければならない段階にきているのではないかなというようなことでの今回の提案であります。

私は本来はこれは国が法整備を進めてきていけば各市町村の対応もやはりしっかりとした空き家対策、とりわけ有効利活用ということからすれば空き家バンク、これも本町においては空き家バンクは登録をしていただけるとすぐ賃貸あるいは売却というようなことで、空き家バンクの登録を進めるべきではないかという意見があったわけですが、本町のこの状況からすると空き家というのはこの空き家バンクに登録していただける物件というものが非常に少ないというのが現状であります。

こうした中においてやはり特定空き家の管理ということからすれば、これが行政の最も大きな課題として受けとめていかなければならないというようなことから、寄附の受け入れをするというようなことであります。ただこの寄附の受入条件というのはすべてが所有者が寄附をするということで、そのまま受け入れるということでは、このような条件ではないわけです。今までのこの議論の中においては要綱、あるいは規則で十分ではないかというような議論があったわけですが、この点だけはしっかりと寄附というものに対して条例で示していかないと、寄附を受け入れる側がある意味において受け入れざるを得ないというようなこのような条件では非常に不備があるというようなことで、議会からも前回同様にいろいろとご意見もいただきながら改正案として今回お示したわけです。そういった面についてはご理解をいただきたいと思っておりますし、あくまでもこの寄附の受け入れというのは町がこの行政、町民のいろいろな協力のもとという部分と、税金を投入するという部分については、これは単に受け入れて更地にするだけではなくて、先程もありました各町内会での有効活用ということは一つの手法であります。私はやはりこの受け入れがやはり三川町の世帯の増加、あるいはそこに住んでいただけるような宅地の建設に繋がるようなこれが第一であろうと、このように思っているところであります。

このような中で今までいろいろとご意見もいただきましたが、町内会で活用ができるということであれば、まさに空き家の寄附による利活用というものに繋がっていくと、このように考えているところでありますので、議員各位からは特段のご理解をお願い申し上げたいと、このように思うところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員

○9番（梅津 博議員） 冒頭の副町長の答弁に関してはまた私の理解とは全然違っていただいて、現実がどうだったのか、私は議事録を見ながら整理して質問したつもりなんですけれども、その辺は言った言わないということになるので仕方がないと思っております。

所有権に関しては正式には登記後に移るんだということでありましたけれども、いわゆる所有権の移譲、寄附によって所有権の移譲になるということは確認できたと思っております。そうした中で今までの条例においては町長がおっしゃっていましたが緊急な対応が必要なんだと、それは私も理解できます。それを解決するために従前の条例においては第6条応急措置ということで国の特別措置法にのっとりた形での応急措置をまず町がやるんだと、それが第一義

的な条例の内容であるんだと思います。その害獣に関しても同じような形でこの中で措置できる内容であるかと思っています。

相変わらず分からないのはその利活用の部分であります。例えば一つの集落に空き家が5軒6軒10軒とあるような状況ですので、その中で特定空き家に該当しそうなものに対して寄附を受けるんだと。先程町長は空き家バンクという話もありましたけれども、空き家バンクでは特定空き家に該当するような部分についてはたぶん該当にならないんだと思いますけれども、その辺は空き家バンクでの利活用とは別個の形で考えなければならぬと。あくまでも特定空き家というものに該当しそうな部分に関しての話ではありますが、そういった非常に危険な空き家をいくつも所有している町内会にとっては、さてその町が寄附を受け入れして整備した後の活用といっても町内会自体で使い切れるものではないんだろうと私は思います。その辺、先程敷地が広いので不動産屋では流通に乗りにくいと。町が仲介すればそれも例えば分割するような形でできるのかなということもありました。ただ現状を見ますとある程度大きな土地に関しては非常に全国的なメーカーといますか、それらが「こんなところにもアパートを建てているのか」と思うようなところにさえ建てているわけですので、その先程の答弁は私は当たらないのかなと思います。

そういうことからすると、本当の意味での町内会での活用というものが、はてさて何にするのかなと。例えば先程言った広場的なものに関しても既存の広場でさえ使っていないところが非常に多いと。ただ単に維持管理費ばかりかかっている公園も多数あります、広場も多数あると。そういった状況の中でさらにこの広場的なものを広めていく、そういった活用の仕方というのはもう何も町にとってメリットのない、あるいは逆に町の所有において固定資産税はなくなる、維持管理費はかかるというような意味合いにおいては町にとってはマイナスの部分だけなのではないかと私は判断できますけれども、その辺もう少し突っ込んだ答弁をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 利活用に関するご質問でございます。議員おっしゃるようないろんな部分で利用については考えていかなければならないかと思っています。一応この空き家の部分は用地関係、更地になったときに関してでございますが、本当に様々な利活用が考えられます。中身といたしましては1点、これも今後状況を見ながらになるんですが、県で行っています「すまい・まちづくり公社」、こちらの方におきましていろんな事業を今展開しているところでございます。一つとしては公社の建て替えにより定住促進住宅の開発事業、こういったものが該当なるかどうかはその都度検討していかなければならないところかと思っています。また、町の方の土地開発公社におきまして、こちらの部分、大きな土地であれば開発の整備を整えて分譲することも可能かと思っています。

議員おっしゃいますように、民間の方々も鋭意努力をし、売れるところについては確かにおっしゃるとおり団地を開発しているところでございます。ただどうしても道路状況等ございますので、その部分については状況を見ながら開発となりますので、なかなか手を付けづらいと。先程申し上げたとおりでございます。またこの部分について空き家、空き地につき

ましては、国土交通省のみならず他省庁の方も一応検討している状況になっています。消防施設の配備用地、また、農村の交流用地、こういった部分での空き家の活用、空き地の活用、こういったものも今現在検討されている状況です。

こういった部分を踏まえまして、やはり空き家を受け入れた後は有効な利活用、これができるかどうか、ここを視点に空き家の受け入れを考えていかなければならないかと思っているとあります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 質疑はありませんか。7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） それでは私からまた同様の質問をさせていただくことになるのですが、基本的に私が課題というふうに考えていますのは、先程も同僚議員の質問の中で触れられた問題でありますけれども、空き家適正管理条例、省略で呼称させていただきますが、三川町の空き家適正管理条例の一番の規定は所有者による適正管理、これを第一義として定めて町の責任等を以降謳っているという関係になっているわけです。

それでですね、この町の空き家適正管理条例の中に所有者管理責任と相反する寄附受入の条項を盛り込むということについての矛盾性はないかというところを1点目質問させていただきたいんですが。

通常は条例の中での矛盾を生じさせないために、敢えて名前を挙げますけれども鶴岡市では公有財産規則というものにこの寄附を受け入れることができるという規定を設けたうえで都市計画事業等有効活用できるものについては積極的な寄附を受け入れるという関係性を講じているわけです。そういった点では今まで全国各市町村がここ三川町以上に先進事例として取り組んでいる市町村ですら空き家適正管理条例の中に寄附受入条項を盛り込んでこなかったということが、まさにこれを証明しているのではなかろうかというふうに感ずるところであります。この法体系上、また法令の制定のルールにおいて同じ条例の中で矛盾するような規定を盛り込むことができるのかどうか、その考え方について一つ目お伺いしたいと思います。もし、この矛盾を回避できる手法があるというふうに考えていらっしゃるとすれば、その調整方法についても併せてご答弁お願いしたいと思います。

先程町長からの答弁にもありました。各町内会で抱えている空き家に対する問題点、これについてはまさに管理不全空き家による環境の悪化、ということは私どもいわゆるおぢやのみ会議、議員と語る会においても複数の町内会から訴えられた問題であります。そういった問題を解決するために、現在の三川町空き家適正管理条例の中には応急措置という規定がありまして、周辺住民から苦情の申し入れを受けた場合は速やかに可能な限りの措置を講ずる。まさに有害鳥獣駆除も含めて四散しそうな空き家についてはブルーシートなりコンパネでの補強、暫定的な措置を行うということが可能であるにも関わらず、今まで私の知りうる限りでは1軒も措置した経過がなかった。こういった中において突然空き家の受け入れというようなことについてはいささか疑問に感ずるところであります。まずはこの現行制度の中においての応急措置が可能であるということにつきまして、今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木議員からはこの空き家条例の改正について非常に本来の適正管理という部分の視点からのいろいろなご意見があったわけでありますが、鈴木議員が役場職員時代にはその最も、空き家の今の適正管理についての立場にあったということで、あの段階からもう町内会長会議の中においては各町内会にあるあの空き家の現状について先程申し上げましたような周辺住民、あるいは町内会でも何とかその所有者に適正な管理を促すべきではないかということが言われてきました。

それをやってきたにも関わらずあの状態でなかなか進んでいない。しかも今までのこの災害、あるいはこの空き家の適正管理に対しての行政がその部分に携わるという部分についてはすべて税金で適正な管理あるいは解体という、この代執行した場合においても今までの災害時に例えば敷地内の立木、木が倒壊、倒伏、倒れて道路にその木がはみ出したという段階において行政がその撤去した費用をその所有者に請求をしたところ、これが裁判までなってもその代執行部分の費用負担がこの行政が求められないというような判例もあったわけであります。このぐらい個人の資産という部分に対する、行政がいくらその適正管理というような部分でも、なかなか進められないのがこのところでありました。

それからやはり町と町内会長の連名で適正管理というようなことでお願いしてきたというようなことでありますので、これからのこの空き家の適正管理についてはまさに適正管理、そして有効活用としての空き家バンク等が、私は両方が機能していくべきというふうに思っているところでありますので、その部分については鈴木議員と同じと、受けとめ方と経費負担が誰が行うかというようなことをしっかりと条例では定めているけれども、それが現実的でなかったというようなことがあるわけでありますので、その適正管理については今までの条例で十分対応ができるのではないかとこのように考えているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） 今の答弁の中の個人資産であるがゆえに、代執行した場合の回収が難しいというようにお話のように受けたんですが、代執行という制度についてはまた別物というふうに理解しておりますので、若干質問の内容に対する答弁とは異なるお話なのかなというふうにお聞きしていたところです。

肝心の条例の中での自己矛盾に関する解決策、その認識についてはいかがだったのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 議員言われます条例上の矛盾というお話でございますが、本町の条例における所有者の責務については法と同じでございますが、法第3条に規定する空き家の所有者等は周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう空き家等の適正な管理に努めるものとする、基本的に空き家条例、個人所有のものは個人で管理してくださいよとこの方針は同じかと思えます。ただ寄附という行為につきましては、先程の一般質問の際にも申し上げましたが、できる行為として認められているものでございます。

また、条例の中には寄附を受けるとしてありますが、その内容については規則に定めると、規則の中においては維持管理に支障をきたさないものしか貰いませんよと、また利活用が見

込めるものでないと貰いませんよということを明確に謳っているところがございます。維持管理とは通常特定空き家になろうとも、きちんとした維持管理をしているものでないと町としては受け入れませんよと。維持管理をしたうえでどうしても経済的な理由、その他諸事情、また町の利用等こういった条件に合致したものだけ寄附を受け入れるというところがございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 先立っての全員協議会のお話と若干だんだん答弁が違ってきているように感じたところをまず1点指摘させていただきますと、町が寄附を受け入れるのは適正な管理がされている物件と今おっしゃられましたけれども、全員協議会のお話の説明資料の中には寄附を受け入れる前提は特定空き家ということが明文化されております。特定空き家というのは管理不全に陥っていて倒壊の危険性があるもの、あるいは周辺への環境悪化を招いている元凶になっているものということです。果たしてその考え方について一貫性が保てるのかということが今の質問の中でも窺える状態かというふうに認識したところではあります。

そこでですね、次に問題になるのは先般の私の一般質問の際にも答弁、情報提供いただきました国の動きについてであります。財務省を中心に国有財産分科会においていろいろと議論、検討を行っている。昨年あたり平成30年中には複数回審議会を開催して検討を行っているようですが、その昨年12月21日の議事要旨を見ますと、所有者等のモラルハザード、つまり倫理の欠如を防ぐ方策や解体整理等管理コストがかかる資産は除外選別したうえで利活用に適する空き家を寄附として受け入れることを進めるべきという検討委員会のコメントがホームページに公表されております。これがまさに私ども一般人の感覚でありましてですね、責任感であってまた行政運営に求める公平公正な対応であると思っております。特にモラルハザードについては財務省が心配していますように、所有者が管理責任を放棄するという課題もあるわけですが、一般質問の際に触れましたが先進事例である川西町や鶴岡市というところで頻繁に行っている応急措置とか代執行を講ずることなく寄附の受け入れを条例化するということについてどのような違いと効果がでるのかということを一般質問の際に質問させていただきました。その際の答弁としては先程同僚議員の質問ありましたとおり、費用負担した分の回収率が10%程度低いと、代執行となると告示など手続が多大な時間と労力を要し煩雑である、国による財政管理による場合にはその手続も必要になるという考え方。一方、寄附受入ですと相続等が完了している物件であればすぐに受け入れて手続が簡単になるという答弁がございました。

現在の国でも定めている法令に基づいて設定した三川町の空き家管理条例です。応急措置、それから代執行の手続が規定されているにもかかわらず、いわゆる基本どおり段階的に空き家の対策を執行することなく、しかも先程も指摘されましたように、固定資産税の課税権を放棄して、さらには解体費用の町による全額負担を招くというような行政手法については甚だ疑義の多い寄附受入制度であろうというふうに感じます。代執行より寄附を受けることによって手続が簡便になるとか処理が迅速になるというような考え方や姿勢がまさに行政のモ

ラルハザードに陥っている、陥る危険性が高いという指摘をせざるを得ない内容だというふうに理解しております。

このような問題をはらむ寄附受入を条例化することについて、行政のトップとしてどのようにモラルハザードを防ぐ方策を考えていらっしゃるのか、お考えをお伺いしたいと思います。なお、先程も触れましたが全員協議会における説明においては特定危険空き家と認定されたものを寄附の受入対象にするということでありましたが、先程紹介しましたとおり財務省の国の検討内容については、管理コストがかかる資産は除外して受け入れるという考え方をとっていますので、この点についても国との考え方が異なっているという報告をしたいと思えます。また、今現在国の方でも寄附の受入制度について検討をしているということであれば、国の法律が改正された後に条例改正をするのが本来の法秩序のルールにのっとった手続というふうに認識しておりますので、その辺についての考え方もお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木議員は公務員という立場もあつたからやはりモラルハザードということはそういう当然のご意見かなと思うところであります。しかしながら、今国でこれからのこの空き家、あるいは所有者が不明というような土地がどんどん増加するというような中において、財務省あるいはいろいろなこの審議会等での議論がなされているわけですが、これはある面においては都会の地価の高いあるいは住宅の評価の高いような地域であればそのような課題もあるかなとこのように思うところではあります。しかしながら地方においてはやはり一番の住民所有者の心理ということからすれば、現状では解体したくてもその解体費用すらやはり厳しいというようなことで、今の最終的には特定空き家に移行してきたという経緯があるわけでありまして。しかしその建物、あるいは土地においても相続人等においてはやはりそれは先祖伝来の土地建物だからというようなその思いで少しでも新たなこの購入をしてもらえるところがあればという気持ちが、ほとんどの方々がそういう部分にはあると、このように思うところであります。そのことがやはり適正な空き家管理が難しいという部分ではなかったかなとこのように思うところであります。

その中で行政のモラルハザードということからすれば、適正管理しても経費がかかるあるいは寄附を受けるにしても経費がかかると、これはやはり行政として今一つ選択肢としてこの空き家の寄附というものを受け入れるというようなことを三川町がやるということが私は今までの子育て、保育園の保育料無料化、医療費の無料化、これが今国が制度的に国がやりますということまでは20年かかっています。今のこの空き家に対しての対応においても、おそらく地方よりはどんどんこの現状が変わりつつあっても、なかなか法整備は進まないのではないかという思いもありますので、やはりこの点については議会からもしっかりとご理解いただかなければならないというようなことで、いろいろな面で6月の議会で足りなかった部分、今回このような条例の整備というようなことで、させていただいたというようなことでもございます。

ただこれからの条例においては規則、あるいは要綱等が必要であればそれに定めて進めて

いくという手法があるわけでありますので、そういった点については今の町内の空き家、それから町内会がどういうふうにもその空き家を受けとめているかといった部分についてやはり町として議会の理解をいただかなければならないところだと思いますので、特段のご理解をいただければと、このように思うところであります。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 質問の中に2点ございました。一つとしては特定空き家という部分でございます、管理の状態でございます、これにつきましては議員全員協議会の方に資料としてお渡しはしておりますが、その中で空き家のガイドライン、これはご存知かと思えます。そのまま放置すれば倒壊著しく保安上危険となる恐れが出るような場合、またそのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れがある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、またその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切にある状態、こういった状態にあるものもしくは状態になるものを特定空き家とするようになってございます。それを踏まえまして先の資料の中でも説明しましたが、内容を確認したうえで寄附の受領また利用の関係についての協議をし、協議会により検討し受け入れをするということにしておるところでございます。

また、もう1点応急措置の部分でございます。本町の応急措置の条例におきましては人の生命身体または財産に危害が及ぶことを回避するために緊急の対応の必要があると認められるときはこれを回避するために必要最小限度の措置を講ずることができると、またその場合におきましてはその所有者に規定のとおり通知をし、もしくは告示をし、了解を得てからの執行ということになります。誰が見ても危険な状態ということが明らかでないとは執行については非常に危険を伴うところでございます。

ただやはり住民が困っているという状況もございますので、そこら辺は調査をしながら今後考慮してまいりたいと思っておるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 町長から答弁をいただきました。所有権者である町民の皆さんがなかなか解体の負担を行うということについては難しい、経済的な事情等もあるでしょうし難しい状況とある、であるがゆえに町が寄附の受け入れをするというような方策が果たして適正な考え方なのかどうかについては非常に疑問を感じるところです。

つまりはあくまでも所有権はその管理責任者である所有者に帰属したままで、何とか環境改善を図っていくという部分でのいろいろと補助制度というものを各市町村とも展開している話でして、先般もご提言申し上げましたが、今現在解体補助は1/2という状況になっておりますけれども、これを資産、経済状況によっては9割の補助を行う、現にどことは言いませんけれども北海道のとある市では9割補助を行っているというところもございます。そういった手立てを行うことが本来の行政の展開であろうと、先程来話をしておりますとおり一つの条例の中で矛盾を抱えるような規定を制定するということについては、非常に問題があると言わざるを得ない話でして、それを回避するというわけではありませんが、私も行政が寄附を受けるということについて否定しているわけではありません。

今回の問題は空き家適正化管理条例の中に設けようという問題であるがゆえに非常に疑問を感じるといふことでもあります。先程来紹介していますとおり、他の市町村では財務規定等別途寄附の受け入れについて定めたうえで、まちづくりを有意義に有効に展開しているという事例は十分所管課の方でも認識しておるはずで、その辺の方策についてなぜとらなかつたのかということが非常に疑問の多いところではあります。

応急措置につきましては、建設環境課長より説明がありましたが、危害が及ぶ場合最小限、その危害という言葉についてはこれまで語り尽くされているとおりに有害鳥獣の発生はもちろんですけれども、周辺に環境悪化を与える元凶になる場合はすべてこの危害という言葉に盛り込まれる話ですし、執行する場合については管理責任者に対しての通知を行う、これが通知が届かない場合告示を行うということですので、すべて告示でできるというものではありませんので誤解のないようお願いしたいと思います。

いたずらに質問の時間を長くさせるわけにもいきませんので、一つの提言、提案というものも含めての話になりますが、今回の一般質問の際に県当局から寄附の受け入れを条例に規定することは問題なしという回答をいただいているという答弁がございました。しかしその前提条件には、県の考え方としては、市町村が定めるまちづくり施策と連携した事業において行政が寄附などにより空き地を取得・除却して跡地を利活用することが前提条件であるというコメントが付いているはずで、つまりは私も同様の質問を県の方に行っておりますので、少なくとも私に対する回答はこのような内容でありました。

つまるところ自治体の自主性と自立性が保証されているから問題ないんだと。要は条例制定を行うということについては自主立法権が認められておりますので問題なしということですが、これを裏返しすれば各自治体は自己責任を求められるということに他なりません。条例設定の可否は市町村の責任で判断してくださいよというのが国の考え方であり県の考え方でもあります。

先程来話をしておりますとおり、応急措置や代執行を速やかに実施することによって住民の皆さんの不平不満が解消できるにもかかわらず、寄附受入条例を設定しようとする事になりますと、モラルハザードを招きかねない非常に危険な内容であろうということも踏まえて、もし実施するという場合においてはあくまでも寄附の対象物件については町の総合計画事業に合致する不動産であること、また寄附受入までのプロセスに関する透明性を確保するための手続、そして今後一貫性、公益性、公表性のある展開を行うための明確なガイドラインを設定した後に施工する必要があるのではなかろうかというふうに考えられますがこういった問題点と解決方法についてはどのようにお考えになりますか。所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木議員からはある面においては規則要綱で定める部分についていろいろのご意見をいただいておりますが、今回の条例に関する提案については第7条にあります規則で定める要件を満たすというまず前提があるわけですね。その当該空き家等の寄附を受けることができる規定です。ですので、そういった部分についてはある面にお

いては非常にハードルの高い条例というふうなことになるわけでありますので、いろいろな細部にわたればそのようないろいろな対応について検討しなければならないことがあるわけでありますが、とりわけ今回提案しているこの部分についてはご理解をいただきたいと、このように私は思うところでございますので、その点についてはよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私の方からは具体的な今ある物件で果たしてこの寄附の条例の中でどう処理されるのかなというふうに思い浮かべながら話を聞いているわけなんです。当集落にも集落の端っこの方に特定空き家と思われる物件があります。あれを寄附によって処理をしてくれるということになれば、とても助かる話でありまして、これは持ち主もはっきりしておりますので、すぐに持ち主が寄附の申し込みをしたいと思います。その場合どう対応するか、協議会等のハードルはありますけれども、そのような例が果たしてこれからたくさん出てこないのかなという心配なんです。

肝心のこの条例を施行する場合にどれぐらいの予算でやっていくのかというのが明らかにされていません。具体的には来年の予算にどれぐらい計上するのか、1軒あたりどのぐらいの解体費用とか手続もあるでしょうから、それで年間何軒くらいを見込んでいくのか。将来的にも60軒以上の特定空き家があるという話ですが、その処理の方法といたしましてこの寄附によって扱っていくと処理される空き家について、どのぐらいの見通しを持っていくのかというのが心配なわけです。ですから、その点が町の将来的な負担になるのではないかとこのように心配が大きいわけです。これが町民の理解によっていくら金がかかっても処理した方がいいというふうになればそれはそれで一つの方法だとは思いますが、果たしてそれでいいのか。

もう一つは先程建設環境課長が更地になったときの利用の仕方について少し言われましたけれども、県のすまい・まちづくり公社、住宅化にするということと、土地開発公社という話をちらっと言われましたけれども、これは町で管理していくという話になっておまして、民間の話ではないなというふうに聞いて、果たして更地になった段階のその土地を本当に有効化できるのかと。何と言いましょか、協議会があるので有効化できないのは受けないんだという話になっておりますけれども、それですと本当に有効化できて上手く使える物件というのがそうないのではないかと逆に想定としては。ですから、逆に言えばこの条例によって上手く処理できる軒数が厳しければ少なくなるわけですし、そういう意味ではこの寄附のやり方で本当にいいのかどうか。逆に言えば、もし緩やかに規定を運用するのであればすごい有効な方法だし、ただお金もかかるし、もしかしたら更地として町が管理するものが残っていくのではないかとこの心配があるんです。その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） まず1点目、処理費用についてでございます。処理費用については大きさが様々ありますので、その大きさによって異なってくると思われまして。通常的な30坪程度の住宅ですと約200万円から300万円くらい大きな部分、全部片付けると

なるとそのくらいかかるのではないかということでございます。ただものの状況によっては大小様々ありますのでその都度行わなければならないかなと思っております。また該当する物件はというお話でしたが、先に少し述べましたが、老朽度危険度合いによる分類といたしましては概ね60軒程度なのかなというお話を申し上げております。ただその所有権だとか状況については詳細な調査がなされておられませんので今何軒という部分でははっきり申し上げることができません。ただ見るにある程度貰い受けた後の維持管理上支障のないもの、また埋設物がないものとなればたぶんそのうちの1%にも満たないのかなというところで考えてございます。

今回の空き家の寄附につきましては、やはり皆さんおっしゃいますように所有者の維持管理が第一義的です。この部分を補う上での寄附の受け入れということでございますので、その部分についてご理解をお願いできればと思います。また、利活用の関係でございますが、いろんな事業がやはりございます。その相談を受けた段階で、もしくはその事前の段階で各関係機関とも連絡をし、調整をし、状況があるのかを確認したうえで検討委員会にかけ、最終的に確認をしていくということになるかと思っております。具体的なものということである程度先程申し上げましたが、それにしても基本的に調査はしていかなければいけないものと考えておるところでございます。

予算につきましては今現在調査中でございますが、1軒程度解体できる費用程度は見込んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 更地として本当に残っていかなくて有効化できるというその何と言いましょうか確信と言いましょうか、その方法についてまだ納得いかないんですけれども、大丈夫でしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 有効利用の確信と申されましたが、先程来申し上げているとおり有効利用できる可能性のあるものについてのみ受け入れるということにしていますので、もし、その利用性がかなわないと、どうしても維持管理上負担になると、町の町税を使いながら今後ともずっと管理していかなければならないようなものについては、寄附の受け入れを拒むことができることになっていますので、その部分については鋭意協議しながら検討しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 私はこの条例には賛成の立場であります。やはり議決責任というものもありまして、やはり詳しいところを聞いていかないと子々孫々まで、あのときに議決したメンバーは誰だと、そういうふうになるんですよ。

それで伺いますけれども、この条例が浮上してきた経緯について詳らかに。せめて、どこの地区だけでもいいです。私は分かりませんので、この地区だけでもいいですから、それも言えないということであればしょうがないですけれども、先程の話を聞いていますと、どこかの町内会長が言っているとか何とかと言っていました、そのような段階では特定できてい

るわけで、やはりどこの地区からそういう話があったのか。この条例が浮上してきた経緯、もう少し詳らかに。私も全員協議会で聞けばよかったです、聞かなかったわけでありませけれども、どこまではっきりするか。私は賛成の立場で聞いているのですから、どこまでお話できるか。その辺を詳らかに説明をお願いしたいと思います。

さらには、やはり町として税金、多額の税金を投入してきた経緯、これは以前もありますよ。菅原家、あるいは阿部家、名前を出して大変恐縮であります。そういうことで、かなりの税金を投入してきた経緯もありますし、今後、やはり今現在文化交流館として使っているアトク先生の館も同じような状況に成りかねないという。今は上手くやっていますが、それも今の60歳から70、80歳の方々がいなくなると次の活用が大変になるんですよ。そういう心配もありますので、私も議決責任としてその辺をお聞かせ願えればと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 各町内会での空き家、特に特定空き家については後程担当課長より答弁をさせますが、今回のこの空き家を何とかしなければならぬというような一つの背景においては、やはり先程からも議論されておりますように、空き家をこのままにしておいていいのかと。適正管理だけでいけるのかとといったことから始まりまして、だったらその他に何か方法はないだろうかというようなことで、それはやはり一つは寄附の受け入れ。この寄附の受け入れは、答弁を繰り返すようで申し訳ないのですが、結局は所有者にとってみれば、土地が売れるというような意識が非常に強いというようなことがあるものですから、なかなかその部分については進めることは難しいだろうと。

しかしながら、三川町内の各町内会の世帯数からいたしますと、150世帯、あるいは200世帯もある町内会から20世帯ぐらいの町内会があるわけでありまして。こういう中における空き家の軒数ということからすると、やはり世帯の少ない集落においては、その空き家周辺に、例えばその町内会出身の方々が戻って、将来的にはここに家を建てたいというような方が出てもらいたいという思いもあって、やはりそういう形で、今回の空き家を受け入れることによって新たな住宅地整備等も進めればというようなことでの、今回のいろいろな協議の中で、それにはやはり条例にきちんと盛り込むべきだというようなことでありました。

特に鶴岡市でやっているこの空き家の受け入れ、寄附という場合によっては、もっと条件が厳しくて、必ずそれが不動産屋の方から再販できる、そういう条件が付いているわけです。そういった部分については本町においてはその部分での判断ということからしますと、非常に公平性という部分も出てくるわけでありまして、そういった面においてはやはり町内会の現状について、やはり住民の方々の生活の安定、安全ということをややはり考えた場合の一つの手段であるというようなことをご理解をいただければと、このように思うところであります。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 本町における空き家についてですが、資料等によりますと住宅、住宅以外を合わせて266棟と、空き家率が5.1となっているところです。

また、現状を申し上げますと、空き家についていろんな相談が寄せられてきております。

本年度は一応7件ほど、今現在相談が寄せられており、その中で皆さん開口一番寄附ということ申されます。ただ、寄附については明確な規定がないと、それを断るとか受けるのかということもできない、また、協議するともいえない状況になっております。そういった部分ではやはり寄附というあり方、これについては一定のルールをお示しする必要があるということと理解しているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 町長より答弁をいただいたわけですが、先程質問したとおり、どこの地区ぐらいいいのではないかと思うんですけども、それも言えないのかどうか。言えないとすればそれはそれでいいのですが、私の質問はこの条例が浮上してきた理由があるのかなと思っておりますので、横山なのか押切なのか東郷なのか。その辺ぐらいいいのではないかと私は思ったから質問したのですが、何も言ってないので、その辺具体的に言ってもらわないと。言える範囲で結構です。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 現在受けておる部分で、地区としまして本年度あったものについては、横山地区が1件、押切地区に1件、すみよし地内にはなるんですけども、東郷地区において1件、あと、これについては相談だけ受けて名乗らなかった方が1件ございます。三川町町内にあるんですけども何とかならないか、寄附できないかというところです。この4件でございます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

○議長（小林茂吉議員） まず初めに、原案に反対者の発言を許します。
9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） ただいま上程されております議題65号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、反対の立場で討論いたします。

改正前の条例は国の空き家等対策の推進に関する特別措置法にのっとった内容であり、その主要な部分である第3条においては、町の責任を規定し、国の法律で定める必要な措置、代執行などを講ずることとしています。ほか第5条において所有者の責務を、また、第6条においては応急措置への対応を規定しているものであります。しかし、改正案においては寄附を受け入れることにより、所有権は町に移譲され、もとの所有者の責任はなくなるものと認識できます。これは所有者の責任放棄を認めるものであり、国の特別措置法、並びにそれに基づく従前の町の条例にある空き家の管理は、所有者の責任において行うという最も基本的な原則に明らかに矛盾するものです。

また、付け加えて申し上げれば、寄附受入の要件を定める規定においては、土地において利活用が見込めるものと規定されていますが、その内容は客観性に欠け、極めて主観的に判断され得る内容となっています。寄附の受け入れが本町にとっての不要な財産の取得、維持管理に繋がりがかねない内容を含んでいると判断せざるを得ない内容であり、認めることはで

きません。

このような理由により、本改正案に反対するものです。議員諸兄の賛同を求め、討論いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5 番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） ただいま上程されております議第65号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、賛成の立場で討論いたします。

この条例は本町が抱えております空き家問題について、町が前向きに取り組もうとしている条例でございます。この条例に関しては様々な問題点も確かにございますけれども、それは必ずしも受け入れるということではなく、第7条で当該空き家等の寄附を受けることができると、規則で定める要件を満たすときはというところで、ワンクッション置いてのことであります。

この条例が平成29年度に施行されてなかなか進んでこないという中において、そのネックとして挙げられるのが、やはり所有者の問題だと思っております。この所有者の問題があるがためになかなか進んでこなかったということで、本条例ではその所有権を寄附として町が受け入れるということでその所有権を外し、一歩前進しようという前向きな条例であると思います。

この所有権に関しては、この寄附の申し入れがあった場合、規則で定めるということでワンクッションあるということでもありますので、議会でもおぢやのみ会議等、いろいろな会議で町、町民からの声を聞き、この空き家を何とかしてくださいというふうな声を多く聞く中、我々議会としてこれを一歩進めようとするこの条例に反対する意見はないのかなというふうに私は思います。

以上のことから、この条例の賛成をいたします。議員諸兄の賛同を求めます。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

7 番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） 議第65号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、反対の立場で討論いたします。

先程の反対討論と趣旨としては同様でございますが、この条例の一部改正案については、6月議会定例会において一旦否決された経緯にあったことから、今回は賛成のうえで適正な運用を促す趣旨の条件整備を求めていこうという考え方で、一般質問においても法令制度における当該条例案に関する違法性がないのかどうかの確認の質問をさせていただき、昨夜までは賛成する意向でございました。しかし、本日の議案審議における質疑応答を拝見した結果、反対することにいたしました。

その理由としては、先程質問しましたとおり所有者による適正管理を第一義として制定された条例であるにも関わらず、その支援策として町の補助金交付制度を展開したり、あるいは町の責任において環境改善を図るための応急措置を展開し、その最終手段としての代執行という制度があるわけです。こういったことを一切行ってこなかった。これは個人の資産

であるがゆえの段階的な対応を順序良く公明正大に進めていくという制度設計によるものであるにも関わらず、今回は禁じ手とも言うべき寄附受入の規定を条例化するという事は、先程来指摘しておりますとおり条例の中で大きな矛盾を抱えるということと合わせてモラルハザードを誘引する、個人のモラルハザード、行政のモラルハザードを誘引する危険な要素になると断定せざるを得ませんでした。

まさに先進的自治体がいずれも空き家管理条例に寄附受入を盛り込まずに、都市計画事業等に必要な場合には寄附を受け入れできる財務管理規定等を別途定めて、広域性の高い寄附受入を制度化しているということにより、公平性・透明性を図っている状況がございます。結局は所有者による適正管理を第一義として制定している空き家適正管理条例そのものに相反する寄附受入を規定することは、あまりにも矛盾が大きすぎると同時に、モラルハザードを招く危険が高いということを痛感した次第であります。

今回の審議、採決にあたっては、8月23日の町村議会新議員研修において拝聴をした議会の役割、その中の団体意思の決定。その一つがこのような条例の制定であるということとございました。この議場に立つ立場を改めてその重さを再認識して、是は是、非は非であるということを確認すべきであり、余計な付度は危険極まりないということから再度正義を貫くことに決意した次第でございます。

今後新たな取り組みとして、町当局と議会が一緒になってこういった問題について調査・研究し、胸を張って主張できる空き家対策が構築できることを切に願いつつ、今回の案件につきましているいろいろと相談させていただきました議員諸兄の賛同が得られますことを切にお願い申し上げます、反対といたします。

○議長（小林茂吉議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第65号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 2 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって、議第65号「三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午前11時08分）

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 （午前11時25分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りいたします。日程第8及び日程第9、以上2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第8及び日程第9、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

日程第8、議第66号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件、及び日程第9、議第67号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」

の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第66号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」、及び議第67号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い、地方公務員法の一部が改正されたことにより、それぞれ条例の一部を改正いたしたく提案いたすものであります。

その改正の概要を申し上げますと、議第66号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」につきましては、地方公務員法第16条第1号が削除されたことに伴い、「三川町一般職の職員の給与に関する条例」、「三川町一般職の職員等の旅費に関する条例」、「三川町職員の分限の事由並びに手続及び効果に関する条例」、及び「三川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」の条文について、所要の整備をいたすものであります。

また、議第67号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定を削除するとともに、その他所要の整備をいたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから採決します。

ただいま上程案件2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

初めに、議第66号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第66号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、議第67号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第67号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第10、議第68号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第68号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、年少扶養控除とみなし寡婦控除の両方を適用して要件を満たすこととなる未婚のひとり親についても、県の補助対象とすることの改正を受け、同様の取扱いとするものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 討論なしと認めます。

○議長(小林茂吉議員) 以上で討論を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから議第68号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第68号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第11、議第69号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第69号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の公布に伴い、「災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する

る内閣府令」が公布されたことから、本条例の一部を改正いたしたく提案いたすものであります。

その改正の概要を申し上げますと、災害援護資金の貸付を受けた者に対する償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、及び償還免除の特例等を適用できるようにするため、条文の整備を図るものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第69号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第69号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第12、議第70号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第70号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、上位法である「子ども・子育て支援法」において、「支給認定保護者」の用語が「教育・保育給付認定保護者」に改められたことに伴い、本条例においても同様に整備いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 討論なしと認めます。

○議長(小林茂吉議員) 以上で討論を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから議第70号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第70号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第13、議第71号「三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第2期(屋内体育施設)請負契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第71号「三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第2期(屋内体育施設)請負契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第2期(屋内体育施設)請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定、及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る8月19日、指名競争入札を行い、指名12業者による入札の結果、「株式会社佐藤工務」が、9,240万円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたく、ご提案申し上げます。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) 所管の課長より説明を求めます。本間総務課長。

○説明員(本間 明総務課長) 去る8月19日に執行しました三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第2期(屋内体育施設)の入札執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、特定建設業の許可を受けている事業者の中から選定する必要があったため、山形県の建設工事入札参加資格者名簿においてAランクに格付けされている事業者であり、かつ、町内に本社、支店、または事業所等を置く土木工事業者、及び鶴岡市に本社を置く土木工事業者の中から12業者を指名し、入札を執行いたしました。

予定価格につきましては、税抜価格8,425万円で設定し、入札執行の結果、1回目で株式会社佐藤工務が8,400万円、税込価格9,240万円で落札いたしましたものであります。

なお、本工事の工期につきましては、令和2年1月31日までといたしております。以上

であります。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 今回の第2期の大規模改修工事の内容について、分かる範囲内で説明をお願いします。また、当初、押切小学校の大規模改修工事に関しては、6億弱ぐらいの内容で計画が示されていましたが、今回は第2期ということですが、今後の改修工事の計画について。期間あるいは内容等について、今の段階で分かる範囲内で説明をお願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず第1点目、今回の発注する工事の内容についてご説明いたします。今回は押切小学校の屋内体育施設、体育館を中心に工事を行います。その工事の主な内容としましては、建築改修工事としまして、屋根の改修、及び体育館内部の床等の改修、また、それに伴います建具等の改修がまず一つ目であります。二つ目として、体育館の内部にあります電気設備関係の改修工事。音響設備、スピーカー等といったものを改修します。さらには、機械設備関係としまして体育館のトイレ改修。トイレの洋式化など、こういったものを行う予定であります。

続きまして、事業全体についてということでありました。当初の計画としては全体事業費として5億円ほど考えており、平成30年度からこの体育館の方を最初に行う予定でありましたが、国からの交付金の交付決定がならなかったという経過から、平成30年度は補助対象外の部分であります屋外関係の工事を進めたところでありました。今回、体育館の方を第2期として実施するわけですけれども、今後、来年度以降、国の方に交付金の申請を行いながら、校舎部分を二つに分け、第3期、第4期というようなことで、今後進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 今説明がありましたけれども、屋根の改修、あるいは床の改修という表現でしたが、この金額においてどの程度の改修がなされるのか。例えば屋根の傷み具合、部分的な補修なのか、あるいは全面的な塗り替え、張り替え等もあるわけで、どの程度の補修、改修が必要な状況になっているのか。その辺の説明がなかったので、もっと詳しく説明を求めたいと思います。

また、来年以降、国の補助を受けながら第3期、第4期という形で計画していると。相対的な事業費、国の補助も含めた形の、全体の事業費になるわけですが、残り部分に関してどれぐらいの事業費を見込んでいるのか。その辺の説明をお願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず第1点目、工事の内容のもっと詳細な部分ということでありました。一番大きな部分は屋根部分等になるわけですけれども、屋根部分についてはこれまでも雨漏り等が生じ、一部修繕等を行っておりました。今回は押切小学校が建築されてから年数が30年ほど経っているので、全面的な屋根部分の改修ということになります。また、

床部分につきましても全面的に平らにするようなケレン工事をを行い、塗装の塗り直しを行うというようなことで工事を行う予定であります。

2点目、来年度以降の部分であります。当初この大規模改修の実施設計につきましては、平成29年度に行っているものであり、その後、工事の施工単価、及び消費税も変わるというようなことで、当初は5億円ほどの全体事業費を見込んでいたものの、この辺については若干、最終的には事業費が増額になる見込みというふうには考えております。来年度以降の予定として、残っている事業費が、当初の段階での事業費として残りの残事業として3億2,000万円ほどの事業費を予定しているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 工期は1月末までということですがスタートはいつの時期なのか。この計算によると8%の試算で、10月1日の消費税の値上げには関わらないのかお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 着工につきましては、本議会でこの契約締結が可決された後、速やかに現場に入るといって準備を進めているところであります。それから消費税の関係ですが、工事関係につきましては、消費税増税の特例として3月31日までの契約の部分については10月1日以降完成するものについては8%の消費税率適用というふうになっておりましたが、今回は9月締結であり、1月末までということから10%適用の工事というふうになります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第71号「三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第2期（屋内体育施設）請負契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第71号「三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第2期（屋内体育施設）請負契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午前11時48分）

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 （午後 1時00分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第14、議第72号「人権擁護委員候補者の推薦」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

(書記配布)

○議長(小林茂吉議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(小林茂吉議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第72号「人権擁護委員候補者の推薦」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、本町の人権擁護委員であります三浦ひな子氏が、令和元年12月31日をもって任期満了となることから、新たに庄司睦子氏を人権擁護委員として推薦いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

庄司睦子氏は、昭和49年3月鶴岡商業高等学校を卒業後、平成28年までの42年間、会社勤務をなされ、その間、医療・介護の業務にも携わるとともに、福祉についても学ばれた経験をお持ちの方であります。また、平成13年から平成25年までの12年間は、三川国際交流協会副会長として本町の国際交流の推進にご尽力いただいております。

このように、庄司氏は人格・識見ともに優れた方であり、人権擁護委員候補者として最適任者であることから、推薦いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。

なお、本案は人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって、禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(小林茂吉議員) この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決いたします。

○議長(小林茂吉議員) これから議第72号「人権擁護委員候補者の推薦」の件については、適任という意見を付し、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第72号「人権擁護委員候補者の推薦」の件は、適任という意見を付し、同意することに決定しました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第15、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(小林茂吉議員) 本件は、地方自治法第100条第13項及び三川町議会会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決

を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって令和元年第5回三川町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

(午後 1時07分)

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和元年9月9日

三川町議会議長

三川町議会議員 5番

三川町議会議員 6番